

令和３年度第２回秋田県政策評価委員会 議事録（要旨）

１ 日 時 令和３年８月２５日（水）

【午前の部】 ９時３０分～１１時２５分

【午後の部】 １３時００分～１４時５５分

２ 会 場 県正庁

３ 出席者

●秋田県政策評価委員会委員

相 原 学	一般財団法人秋田経済研究所 所長
池 村 好 道	白鷗大学法学部 教授
岩 根 えり子	株式会社デジタル・ウント・メア 代表取締役社長
福 岡 真理子	一般社団法人あきた地球環境会議 理事兼事務局長
山 口 邦 雄	秋田県立大学システム科学技術学部 教授
吉 澤 結 子	秋田県立大学 理事兼副学長

○県

高 橋 一 也	企画振興部 次長
橋 本 秀 樹	企画振興部 総合政策課 課長
小 松 鋼 紀	企画振興部 総合政策課 政策監

【政策「ふるさとの未来を拓く人づくり戦略」関連】

元 野 隆 史	教育庁 総務課 課長
高 島 知 行	あきた未来創造部 あきた未来戦略課高等教育支援室 室長

【政策「交通死亡事故の抑止」関連】

三 森 智 樹	警務部 警務課 企画官
阿 部 展 久	交通部 交通企画課 主席調査官（兼）次長
鈴 木 幸 司	交通部 参事官（兼）交通指導課 課長

【基本政策「県土の保全と防災力強化」関連】

三 浦 卓 実	建設部	建設政策課	課長
田 森 清 美	建設部	河川砂防課	課長
木次谷 英 成	建設部	河川砂防課	流域防災監
佐 藤 和 彦	総務部	総合防災課	課長
洪 谷 博 徳	農林水産部	農地整備課	政策監

【基本政策「安全・安心な生活環境の確保」関連】

庄 司 浩 久	生活環境部	参事（兼）生活衛生課	課長
---------	-------	------------	----

【基本政策「ＩＣＴによる便利な暮らしの実現と地域の活性化」関連】

坂 本 雅 和	企画振興部	デジタル化統括監（兼）産業労働部	次長
小 熊 新 也	企画振興部	デジタル政策推進課	課長

4 開会

□ 事務局

委員の皆様には、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、池村委員長と岩根委員におかれましては、オンライン出席ということで御難儀をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、配付資料の確認をさせていただきます。

本日お手元にお配りしておりますのは、次第と出席者名簿、配席図、それから既に委員の皆様にごデータでお送りさせていただいております、右上に８月２４日差し替えと書かれた資料３の差し替え資料でございます。

また、教育委員会、公安委員会・警察本部長による諮問文書を、各一部ずつ置かせていただいています。

不足等ございませんでしょうか。また、事前配付資料も含めて、不足等あればお知らせいただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから、令和３年度第２回秋田県政策評価委員会を開会いたします。

5 議事

□ 事務局

早速議事に入りたいと思いますが、ここからの進行は、池村委員長にお願いしたいと思います。

委員長、よろしくお願いいたします。

● 池村委員長

皆さん、おはようございます。前回に引き続きまして、オンライン出席という形で大変失礼いたしますけれども、よろしくお願いいたします。

例によりまして、会議を進める前に、一言申し添えさせていただきます。

審議内容は、前回同様、議事録として県のウェブサイトに掲載されることとなりますけれども、その際には、委員名は特に秘匿する必要はないと考えられますので、公開で行いたいと思います。よろしいでしょうか。

【委員一同意義なし】

● 池村委員長

御了解いただきました。

それでは、最初に、議事の（１）「令和３年度教育委員会及び公安委員会・警察本部長が行う政策等の実施計画等」につきまして御説明をお願いいたします。

□ 元野教育庁総務課長

教育庁総務課の元野でございます。

資料１の「令和３年度教育委員会及び公安委員会・警察本部長が行う政策等の評価に関する実施計画等について」、私から御説明させていただきます。

なお、私からは、教育委員会の部分について説明させていただきます。公安・警察に係る部分につきましては、議事（２）②、「公安委員会・警察本部長が実施した政策等評価」の審議に入る前に県警本部からの御説明となります。

それでは、１ページ、「Ⅰ 令和３年度の評価実施計画の概要について」の教育委

員会に係る部分についてでございますが、教育委員会においても、前回第1回委員会で説明を行っております「知事が行う政策等の評価に関する実施計画等の概要」と同じ内容でありますので、説明を割愛させていただきます。

5 ページを御覧ください。1 に記載しております選定の視点を基に、審議対象を選定したところ、2 に記載したように、政策6「ふるさとの未来を拓く人づくり戦略」、施策2「子ども一人一人に応じた教育の充実と確かな学力の定着」、そして、その中の事業として「学力向上推進事業」について、評価の妥当性の点検をお願いするものであります。

説明は以上となります。

● 池村委員長

それでは、ただいまの評価に関する実施計画等、教育委員会関係部分でありますけれども、御質問等ございますでしょうか。

御意見等なしということで、御了解をいただいたということにさせていただきます。

それでは、議事の（2）の審議に入ります。

最初に、資料2の「ふるさとの未来を拓く人づくり戦略」について、事務局より順次説明願います。

□ 小松総合政策課政策監

総合政策課の小松です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料2を御覧ください。

この政策は、秋田を支える自覚と未来を切り拓く気概に満ちた、確かな学力・豊かな心・健やかな体を備えた人材の育成などに関する政策であり、七つの施策により構成されております。このうち、施策評価につきましては、今回は、2の「子ども一人一人に応じた教育の充実と確かな学力の定着」を、事業評価につきましては、「学力向上推進事業」を審議の対象として選定しております。

それでは、政策評価の内容について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

「3 政策を構成する施策の推進状況」の「3-1 施策評価の結果」でござい

ますが、七つの施策の評価結果は、「A」評価が二つ、「B」評価が一つ、「C」評価が二つ、「D」評価が一つ、「E」評価が一つとなっております。

次に、2ページを御覧ください。

「施策評価の概要」について御説明いたします。

まず、施策6－1の一つめの黒い丸印ですが、代表指標の実績値が未判明のため、定量的評価は「N」となっております。二つ目の黒い丸印は、代表指標に関する定性的評価の内容となっております。県が調査した「秋田県高等学校卒業者の進路状況調査」によると、令和3年3月卒業生の県内就職率は72.5%で、2年度の目標値を上回っており、「A」相当となります。また、昨年度に引き続き、就職説明会等における県内企業の積極的なPRや、就職支援員による企業訪問を通じた求人開拓などをきめ細かく実施した結果、2年連続で県内就職率が増加するという成果も現れております。以上を踏まえまして、黒い四角の総合評価は「A」としております。

続きまして、施策6－2ですが、こちらはその後、施策評価の審議対象となっておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、施策6－3の一つ目の黒い丸印ですが、こちらは、対象となる調査が新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となったことに伴い、代表指標の実績値が未判明のため、定量的評価は「N」となっております。二つ目の黒い丸印は、代表指標に関する定性的評価の内容となっております。本県が独自で全生徒を対象に実施した英検I B Aの結果によると、「英検3級以上相当の英語力を有する3年生の割合」は48.3%となっており、2年度目標値の84.7%の水準で「C」相当となっております。三つ目の黒い丸印は、代表指標に関連し、新型コロナウイルス感染症の影響への対策として取り組んだ施策の取組状況と、その成果などによる定性的評価となります。2年度は、感染拡大の影響により、児童生徒を対象としたイングリッシュキャンプ等が中止になったものの、オンラインによるイベント活動を実施するなど、手法を工夫しながら英語学習意欲の向上等に資する取組を継続しております。以上を踏まえまして、黒い四角の総合評価は「C」としております。

施策6－4の一つ目の黒い丸印です。二つある代表指標において、対象となる調査が新型コロナウイルス感染症の拡大により中止になったことに伴い、代表指標の実績値が未判明のため、定量的評価は「N」となっております。二つ目の黒い丸印

は、代表指標①に関する定性的評価の内容となっております。２年度に、県が約４割の小中学校を対象に中止となった調査と同じ調査を任意で行ったところ、同質問に対する回答状況は８４．７％であり、２年度目標値とほぼ同じ水準で「Ｂ」相当となっております。三つ目の黒い丸印は、代表指標②に関する定性的評価の内容となっております。こちらは、代替となる調査はないものの、元年度実績が９６．９％と全国平均を上回る高い水準であり、各学年男女の合計も３年連続１位となっております。また、コロナ禍において、質の高い体育・保健体育授業を展開し、児童生徒の体力維持に努めた取組を行っております。以上を踏まえまして、黒い四角の総合評価は「Ｂ」としております。

続きまして、施策６－５の一つ目の黒い丸印ですが、こちらは、対象となる調査が新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となったことに伴い、代表指標の実績値が未判明のため、定量的評価は「Ｎ」ととなっております。二つ目の黒い丸印は、代表指標に関する定性的評価の内容となっております。２年度に、県が約４割の小中学校を対象に中止となった調査と同じ調査を任意で行ったところ、同じ質問に対する回答状況は８６．７％であり、２年度目標値の１０３．２％の水準で「Ａ」相当となります。これは、各学校において授業の改善等が進んだことにより、コロナ禍においても数値が伸びたものと捉えております。以上を踏まえまして、黒い四角の総合評価は「Ａ」としております。

次に、３ページを御覧ください。

施策６－６ですが、こちらについては、記載のとおり、代表指標の達成状況による定量的評価結果をそのまま総合評価としており、総合評価は「Ｄ」としております。

施策６－７も、同様の考えにより、総合評価は「Ｅ」としております。

以上の施策評価の結果を踏まえまして、３ページ４の「総合評価結果と評価理由」になります。施策評価の結果を点数化して算出した平均点が２．２９であり、この施策の定量的評価は「Ｃ」となります。総合評価は、定量的評価と同じ「Ｃ」としております。

政策評価の説明は以上です。

□ 元野教育庁総務課長

私からは施策評価について説明いたします。

5 ページをお開きください。

施策6-2「子ども一人一人に応じた教育の充実と確かな学力の定着」について御説明いたします。

「1 施策のねらい」ですが、この施策は、秋田の将来を支える児童生徒の確かな学力を育成するため、基礎的な知識・技能・思考力・判断力・表現力の習得、育成などを図ろうとするものです。また、乳幼児期において、小学校の学びを念頭に置いた総合的な指導の充実も図ります。

「2-1 代表指標の状況と分析」ですが、代表指標は一つでありまして、「授業で自分の考えを発表する機会がよくあると思う児童生徒の割合（小4～中2）」としております。達成率は、平成30年度以降90%台後半という高い値を示しておりますが、令和2年度の実績が90.0ということで、前年度を0.4ポイント下回ったことから、判定は「e」となっております。しかし、分析にあるとおり、全国学力・学習状況調査における同じ質問の全国平均と比較すると、小学校では8%程度、中学校では10%程度高い水準になっていることから、各学校における取組の充実が図られているものと考えております。

6 ページをお開きください。

「2-2 成果指標・業績指標の状況と分析」です。

この施策では、五つの成果・業績指標を設定しておりますが、特に、指標①、「国公立大学希望達成率」については、令和2年度の達成率が106.2%と高くなっております。内容的にも、旧帝大など難関大学への進学者が前年度と比べて29名増加しており、また、医学部医学科への進学者が3名増加するなど、学習指導の下、生徒が熱心に学習に取り組んだ成果と考えております。

8 ページをお開きください。

「2-3 施策の取組状況とその成果」です。

施策の方向性は五つに分かれておりますが、(2)「自分で考え、表現し伝え合う能力の育成」においては、学習指導要領の改訂ポイントである「主体的・対話的で深い学び」の具現化に向けて、学校訪問等で指導を行うことにより、自分で考え、表現し伝え合う児童生徒の育成を図りました。県の学力・学習状況調査では、「普段の授業で生徒同士で意見交換したり自分の考えを発表したりする活動をよく行っ

ている」と答えた生徒の割合が9割程度と継続して高い水準にあり、授業改善の成果が現れております。ただ、新型コロナウイルスの影響で、SSH、スーパーサイエンスハイスクール指定校の研究成果の発表の機会等が減っております。

10ページをお開きください。

「総合評価と評価理由」です。

定量的評価は「E」ですが、代表指標について、90%台後半という高い達成率を維持し、全国平均と比べても8%ないし10%程度高い状況が続いていることは、本県独自の少人数学習や探究型授業の充実により、授業で児童生徒が意見発表する機会が十分に確保されていることの反映と考えられる点。また、高等学校においても、成果・業績指標①、「国公立大学希望達成率」において、106.2%の達成率を示すなど、学力の定着が進んでいる点などから総合的に評価した結果、総合評価は「C」といたしました。

「4 県民意識調査の結果」ですが、平均点では、前年度比で0.09ポイントの減となりましたが、これは令和2年度に全国学力・学習状況調査が中止となり、学力全国トップレベルというインパクトが薄れたことも要因の一つであると考えております。

11ページ、「5 課題と今後の対応方針」ですが、(1)に記載しておりますとおり、昨年度中に県内公立学校に生徒1人1台タブレット端末の環境が整ったことを受け、教員のICT活用指導力を向上させていくことが課題であると考えております。今後は、各学校のICT活用推進リーダーを中心とした校内研修の充実などを通し、教員の指導力を向上させ、ICT機器を学びの道具として効果的に活用し、「個別最適な学び」の充実を図っていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

□ 中井教育庁義務教育課主幹

義務教育課の中井でございます。

次に、12ページになりますが、「学力向上推進事業」について御説明させていただきます。

はじめに、事業の構造について御説明いたします。

評価調書の「6 事業の全体計画及び財源」のところをご覧ください。

本事業は、「学習状況調査事業」と「あきたの教育力充実事業」の二つで構成しております。「学習状況調査事業」は単独の事業であります、「あきたの教育力充実事業」は、さらに教員研修や学校訪問指導を中心とした学力向上支援事業と、また、学力向上フォーラムに代表されるように、本県の学力向上の取組を県外に発信する「あきたの教育力発信事業」で構成しております。

それでは、「1－1 事業実施当初の背景」です。多少ここに記載してあるよりも細かく説明させていただきます。

「学習状況調査事業」は、平成14年度からスタートしたものでございます。この「学習状況調査事業」は、県が全国に先駆けて開始いたしました、少人数学習推進事業等の教育施策の成果と課題を検証する役割。また、平成19年度に開始された、「全国学力・学習状況調査」、県の高校入試を一体的に捉え、学力向上の取組を進め、各校における事業改善の取組の検証を改善をするためのPDCAサイクルを構築する上で、大変重要な役割を果たしているというふうに考えております。

「あきたの教育力充実事業」の中で中核事業であります、教科指導CTの活用による指導力向上プロジェクトというものがあるのですが、これにつきましては、教科指導に優れた教員の授業を、多くの先生方が参観し、その良さを共有することで、先生方の教科指導力を向上させることをねらったものであります。平成26年度からスタートし、8年目を迎えております。また、秋田の優れた教育力を全国に情報発信する学力向上フォーラムにつきましては、平成20年度から令和元年度まで実施しており、例年約千名程度の県外の先生方にお出でいただいているところであります。

このように、「学力向上推進事業」を支える各事業は、開始年度は異なりますけれども、各学校における授業改善が進み、学力調査等の結果を学力向上に効果的に結び付けられるよう、本事業を調査の実施、結果の検証、成果と課題の情報発信というように一体的に行うことで、本県の学力向上を支えてきたというふうに考えております。

続きまして、「1－2 外部環境の変化及び事業推進上の課題」であります、一つは、やはり教員の大量退職と若手教員の増加ということでもあります。これまで秋田の先生方が築き上げてきた秋田の教育文化や指導力を、どう若い世代に引き継いでいくか。そして、今の学力を維持していくかということが大きな課題になってく

るというふうに考えております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、教員を一堂に集めての参集型研修も大きな見直しが必要になってくるというふうに考えているところであります。

「2 住民ニーズの状況」でございますが、学校としましては、各教育事務所、市町村の指導主事等による学校訪問指導、それから、県のポータルサイト、学力向上支援Webを通した学習のまとめに使える単元評価問題の配信が、各学校においてはニーズが高いものというふうに捉えております。この単元評価問題におきましては、算数・数学及び理科の問題につきましては、県の小中学校の98%がダウンロードして活用をいただいております。

「3 事業目的」でございますけれども、県の「学習状況調査事業」におきましては、各学校において課題の分析から指導方法の改善の実践までのPDCAサイクルを確立し、基礎学力の定着と向上を図ることにあります。「あきたの教育力充実事業」におきましては、教員研修等を通して教員の指導力向上を図るとともに、また、これまで本県が積み重ねてまいりました学力向上の取組の成果を県内外に広く発信し、本県教育の質の一層の向上を図ることを目的としているものであります。

「4 目標達成のための方法」であります。大きくはそこに挙げておりますとおり、①から⑤の観点で事業を推進しているところでございます。この中身については割愛させていただきます。

続きまして、「5 昨年度の評価結果等」でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響がありまして、「あきたの教育力充実事業」のうち、教科指導CTを活用した授業改善支援事業、学力向上フォーラム、そして、科学の甲子園ジュニアなど、教員や児童生徒を参集して実施する事業は軒並み中止となってしまいました。ただ、各学校の学習活動や学校生活におきましては、実際様々な制約はあったとは思いますが、それにより学力向上についても心配されるところではありましたが、13ページの指標Iをご覧ください。そこにありますとおり、県学習状況調査における目標値であります。ほぼ例年どおりの数値でありました。また、「勉強が好き」、「よくわかる」と回答した児童生徒の割合も、例年並みの80.4%ということであり、新型コロナウイルス感染症の影響下におきましても、各学校がこれまで築き上げてきたPDCAサイクルはしっかりと行われ、教育水準の維持に努めていただいているものと考えております。

前後いたしました、6「事業の全体計画及び財源」に戻ってください。

「学習状況調査事業」の令和2年度の予算額ですけれども、全部度に比べ、印刷、紙代の分、約40万円増というふうになっております。反対に、「あきたの教育力充実事業」は、280万程度の減額となっておりますが、これについては、コロナウイルス感染症の影響により、中止となった学力向上フォーラム、あるいは科学の甲子園事業等の事業費が減った分というふうにお考えいただければと思います。

では、もう一度13ページでありますけれども、「1次評価」についてでございます。

「必要性の観点」におきましては、課題、住民ニーズ、県の関与、いずれも妥当性が「a」と思われることから、全体を「A」としてございます。

次に「有効性の観点」につきましては、県学習状況調査の設定通過率に達した設問数の割合が、目標値を若干達成できなかったことから「B」としております。

「効率性の観点」におきましても、コスト削減に取り組んではいるものの、現段階ではなかなか縮減できるものが少ない状況にありまして、現状維持であるということから「B」としております。

なお、これらを踏まえた総合評価は、若干甘めではありますが「A」とさせていただいております。

まとめとなりますけれども、学習指導要領の改訂、GIGAスクール構想の実現、新型コロナウイルス感染症への対応などにより、事業内容の見直しや改善は必要ではありますが、各学校における教育活動を支援し、本県の児童生徒の学びを保証するため、引き続きこの事業を実施していく必要があると捉えております。

長くなりましたが、「学力向上推進事業」についての説明は以上といたします。ありがとうございます。

● 池村委員長

それでは、これより、調査審議に入ります。

最初に、事業評価を取り上げたいと思います。どなたか、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。

はい。どうぞ。岩根委員。

◎ 岩根委員

「学力向上推進事業」について、概ね私も評価に関しては妥当だと思っております。コロナ禍のこの1年で、子どもたちの個別指導が非常に難しい、時間も取れないという状況の中で、例年どおりの結果を出せているのではないかなと、私もこの資料を見て感じております。

総合評価につきましても、甘めとはおっしゃってはおりましたけれども、よろしいかなと思っております。

あとは、これから先、学校でコロナの影響により授業ができなくなったとき、個別に対応をどうしていくかや、タブレットを活用した学習において自宅に通信環境がなかった場合のフォローアップなど、一人ひとりに目を配るという施策の目標に応じたところの変更を考えていただければなと思いました。

● 池村委員長

私の記憶では、G I G Aスクール構想は、コロナが後押しをしたところもありますが、コロナとは別なところで始まったものであり、一人ひとりに適切な学びの提供や自主的な学びを喚起するというふうな目的で始められたと承知しております。今、岩根委員が言われたような点を踏まえられて、是非きめ細かい児童生徒に対する指導などを実施していただければと思います。

◎ 山口委員

全国の学力調査が中止となったけれども、この「学習状況調査事業」を県としてやっており、一定の数値的な判断ができるということは大変良かったと思います。それで、こうした県独自の調査というのは、他県でもやられているのかどうかというのが1点と、もう1点は、全国学力調査とこの県独自の調査の役割分担はどうなっているのかということの2点をお聞きしたいと思います。

□ 中井教育庁義務教育課主幹

まず一つ目、他県でも独自の学習状況調査等を行っているところもございます。実施に当たり、秋田県の場合は県で独自に問題を作成していますが、作成が難しいということで、業者に委託した上で作成し実施しているところもあります。

実施している都道府県の数まではこちらで把握はしておりませんが、秋田県を参考に実施していただいているところは結構ございます。

二つ目の国の調査と県の調査の違いですが、国の全国学力・学習状況調査の一番の大きな目標は、調査を実施することによって成果と課題を明らかにしながら、どこにいても同じような水準で義務教育が受けられるということを目指して、改善を図っていくということを念頭に置いて行っているものです。県の学習状況調査につきましては、先ほどお話をさせていただきましたが、少人数学習の推進事業等、県の施策がきちんと浸透しているものかどうかをその調査を通して把握し、その得られた成果・課題を学校にフィードバックして授業改善に生かしていただくということを目指に行っています。

◎ 山口委員

要するに趣旨が違ふということが、よく分かりました。

今回のような場合、この県独自の調査をきちんとやっていたということで、定量的に一定の評価が現れているということで有意義だったのかなと思いました。

● 池村委員長

そのほか、ないようでしたら、施策に進みたいと思います。

◎ 吉澤委員

この評価に関しましては、このコロナ禍の中いろいろと追加の努力をされ、評価としては妥当ではないかと思っております。

12ページの「外部環境や事業推進上の課題」にある、ベテラン教員の大量退職、またそれに伴う若手教員の採用に関する部分が今後の懸念材料として捉えていると理解できますが、それに対応するための取組について教えてください。

□ 中井教育庁義務教育課主幹

新聞等でも報道されていますが、採用試験の倍率等が低下していますので、採用された先生方の指導力を向上させていくということは大切だと思っています。退職される先生については、学校の中で若手の先生方へのOJTを通して指導力を伝承

していただくということは、校長会や研究主任の研修会などでもお話をしているところでもあります。また、総合研究センターで行っている若手教員や年次別研修により、キャリアに応じて当然身に付けるべき資質・能力を明確にしながら取り組んでおります。特に、1年目の採用になった先生を対象とした初任者研修では、これまで1年間で行っていたものを2年間で行い、内容を充実させております。こういった取組を通して若手の先生たちにも安心して授業に取り組んでもらえるよう、研修の内容、方法を改善しているところでございます。

● 池村委員長

そのほかの御意見がないようでしたら、施策に進みます。御質問等ございますでしょうか。

はい。岩根委員、どうぞ。

◎ 岩根委員

7ページの成果・業績指標⑤ですけれども、こちらの講座等は、リアル開催は昨年は大変厳しかった状況だと把握しております。オンライン開催というのは、何回ぐらいされたのか。また、それに参加者がどのような評価だったのかというのを伺いたいなと思います。ここだけガクッと減ってはいる状況は分かりますが、取組状況を教えてください。

□ 根田地域産業振興課主幹

オンラインで実施した推奨講座等の数については、概ね15回程度あったかと思います。オンライン講座に関しては、フリーで参加できる状況もあったため、人数をカウントできずに成果指標に反映できなかったという状況でございます。

対面については、対策を実施したうえで積極的に開催していただける市町村・団体と、安全を重視して取りやめにするところとにはっきり分かれてしまったという状況でございました。

◎ 岩根委員

オンラインによる自動配信でも閲覧数やアクセスログを取れば、人数はだいぶ把

握はできると思いますので、その辺は地域の I T に詳しい人を呼んでいただければ
なと思います。

◎ 吉澤委員

10 ページの「総合評価」において、定量的評価では「E」ということですが、
代表指標の数値が元々高かったことなど、読み込めば良い傾向が出ているので最終
的に「C」となっていることが分かりますが、2 段階上がるのは、状況が良いとい
うことがもう少し説明があるといいなと思ったところでした。

また、同じく二つ目のところの「小学校 8 % 程度、中学校 10 % 程度高い」とい
うのは、「ポイント」ではなくて「パーセント」ですか。平均に対してパーセントと
いうのは理解が難しいため、御説明いただければと思いました。

□ 中井教育庁義務教育課主幹

この代表指標①については、授業の中で発表する機会が与えられているというこ
とに対して、「そう思う」、「大体そう思う」というような肯定的な回答をしている児
童生徒の割合であり、10 %、8 % 程度高いというふうなことでございます。

◎ 吉澤委員

そうすると、例えば小学校の平均が 85 % の場合、93 % になるという意味です
か。

□ 中井教育庁義務教育課主幹

そう捉えていただいてよろしいかと思います。

◎ 吉澤委員

表現としては「ポイント」がいいのかなと思いますので、御検討ください。

□ 事務局

この数字に関しましては、もう一度確認をさせていただいて、正しい表現に修正
させていただきたいと思います。

□ 元野教育庁総務課長

吉澤委員の「E」から2段階アップというのは、もう少し丁寧な説明が必要ではないかというお話でございますけれども、確かに、この代表指標が上向きに上がっていく指標ではなくて、毎年違う生徒を対象に調査しているものですから、どうしてもこの数字に浮き沈みがあります。そういう中での「E」評価というのを踏まえた上で、その他の成果指標・業績指標を踏まえた評価ということで、我々もかなり悩んだところでございますけれども、まず2段階アップの「C」とさせていただきたいということでございました。

◎ 吉澤委員

個人的には「C」で良いのではないかと感じたところでございます。今おっしゃったような調査の特質みたいなものを更に説明していただければ、了解できる内容だと思いました。

● 池村委員長

10ページの「総合評価」のところの文言に即して言えば、黒四角がありますけれども、確かに総合的な観点から評価するわけですが、その総合的というまとめ方の前に、定量的評価と定性的評価の関係性を明らかにするというのが評価の基本となっているわけです。その意味では、ただいま教育庁の御説明では、関係性についての十分な説明をいただいたかなと思うところです。つまり、その「E」評価という定量的評価を同じ代表指数についての定性的評価と、もう一つの高等学校の進学者の状況の二つをもって「C」に上げる判断をしておられるわけですが、その判断の合理性を説明していただきたいということになるわけです。

□ 元野教育庁総務課長

定量的評価としては、前年度を下回っているために「E」評価ということで、それを補うために、成果指標・業績指標などをもとに定性的評価をしたわけでございます。その要因として、まずは、代表指標の達成率が90%台後半ということで「B」評価であり、小学校、中学校で全国平均と比較して8%ないしは10%程度高いと

いうこと。それから、高等学校においても、成果・業績指標①で106.2%という高い達成率を示したということの二つを捉えて、2段階アップという判断をしたところでございます。定量的評価と定性的評価の関係性ということになると、どういう説明をしたらいいか、今この場ではすぐ言葉が思い浮かばないんですが。

● 池村委員長

成果・業績指標において、仮に評価するとすれば、成果・業績指標②が「B」、同じく④は「E」、⑤もコロナの影響があるとは言え「E」であるわけです。つまり、全てが「C」にまで持ち上げるという要素なのかというと、そこには恐らく異論が出てくるのではないかと思います。そのようなことから「こういうところが重要なので、定量的評価は「E」だが、「C」まで引き上げさせていただいています」というような説明が求められると思うわけです。その点について、この場で御説明をいただき、委員の皆様方が「なるほど」、「それでいいでしょう」ということであれば「C」評価でいいとは思いますが。

私が委員の皆様方にこれに関連して質問を投げかけたいのは、山口委員は意識しておられると思いますけれども、代表指標と成果・業績指標の重み付けや成果・業績指標間の重み付けについては数値化は行わないものの、重み付けを行っているかを評価ポイントとするのは調査検討会議で検討し、委員会としても共有しているわけです。その点から言うと岩根委員、山口委員は、その部分については、どんな感想をお持ちであるかをお聞きしてみたいところなんですけれども、何か御指摘いただけたところありますでしょうか。

◎ 山口委員

成果・業績指標の中で一番重要なのは①だと自分の中では捉えています。例えば、④の「理科が好きだと思う児童生徒の割合」は、学力をどう評価するかというときに、成果・業績指標①は直につながりますが、④は重要だが少し距離がある指標なのではないかなと思います。そういう意味では、先ほど言いましたように、②の受講した割合というのも、分析に繰り返し一部の教員が出ているという記載があるっており、直にはやっぱりつながらないということで、相対的には重み付けは自分の中では低いのかなというふうに思っています。これが、成果指標・業績指標との関係

です。

それから、代表指標の「授業で自分の考えを発表する機会がよくあると思う児童生徒の割合」についても、重要ですが学力とは直には結び付かなく、この代表指標自体が必ずしもうまく代表の指標にはなっていないのでこうなったのではないかなってというふうな捉え方を私はしています。

◎ 岩根委員

代表指標①が授業で自分の考えを発表するというだけの指標であって、今の生徒たちは授業だけではなく、いろんなところでの自己表現の機会があると思います。それは声に出しての発表だけではなく、文章やネット上であつたり、そういうところでの発表も実はすごい増えてきているなと感じております。ということを踏まえて、代表指標①の重み付けは、それ程大きく考えなくてもいいのではないかなと思いました。

教育の一番判断難しいところは、1年では結果が出ないっていうところなんだろうなと思います。平成29年度の91.4%の実績の子どもたちが、今大学入試で結果を残されたのかなと考えたら、長期間にわたってのデータ分析が今後は必要となり、それを見返すといいのかなと思います。そういう意味では大学の進学率などがおもしろい比較数値になるのではないのでしょうか。

また、成果・業績指標④の「理科が好きだと思う児童の割合」は、なんで理科なんだろう、数学や英語ではいけないのかと思ったところです。

● 池村委員長

貴重な御意見をいただいたと思っています。

通常、代表指標と他の指標を比べれば、代表指標の持つ重みっていうのは大きいと思います。そういう意味からは、今、両委員から出ましたように、この代表指標というものが果たして妥当なのかというところは少しあるのだろうと思います。

それから、数値目標の設定が、非常に高いところからスタートし高い数値を定めているので、少しでも動いてしまうと現状値を下回ってしまうということにもなりかねないわけであり、そこはやっぱり定性的なところで見えあげるといった必要が出てくるとは思います。ただ、それだけに、そもそも目標値の設定が妥当なのかとい

うことが問われるのだろうと言えるわけです。つまり、それが成り立たないとすれば、定量的評価ということ自体を否定しかねないというところにつながってしまうわけですから、この施策評価を通じ、評価制度を考えていなければならない部分が、問題として出てきているなという気がします。ただ、先ほど吉澤委員からもあったとおり、定量的評価は「E」だけれども、その他のところを考えると、総合的な観点からは「C」にしていいいのではないかと、委員の皆様から御異論がなければ、それでよろしいのかなと考えております。

何か御異論ございますでしょうか。この評価は妥当でないというふうな御意見はございますでしょうか。なければ、後の話でもありますけれども、妥当だというふうにしたいと思います。

それでは、先に政策評価に進みたいと思います。御質問等お願いいたします。

◎ 福岡委員

今の件に関連し、私どもも環境団体として年間20件以上小・中・高・大学と授業を担当させていただいており、現場の状況や先生たちの御努力、子どもたちの成長を直に感じています。先ほど池村委員長がおっしゃったように、野心的な高い数値が掲げられていることで、今回の評価は非常に厳しい結果になったと考えております。今後、コロナ禍の影響やGIGAスクール構想といった新たなICTに対応していく教育現場を見据えたときに、違う視点での指標や細やかな評価ができるようになると、現場の方たちもやりがいが出るだろうと感じました。

● 池村委員長

今までの流れと異なるところではないんだけど、より丁寧に議論いただいたというところと受け止めさせていただきます。

政策はいかがですか。

何かございませんでしょうか。

◎ 吉澤委員

2点質問です。施策6-7の代表指標が「e」判定ですが、これはコロナの影響により出けなかった、あるいは開催しなかったというようなことでしたら、その

理由も書かれるといいのかなと思いました。

もう一つは、タブレットの配備や学校へのWi-Fi整備が非常に迅速に進められたことは高く評価できるのではないかと思います。その部分については、どこで評価されるか教えてください。

□ 元野教育庁総務課長

セカンドスクールの記載については検討させていただきます。

それから、タブレットの配備につきましては、今回のコロナ対応という意味合いもあると思いますが、国が主導で全国的にGIGAスクール構想を1年前倒しということで配備されたということですので、特段ここに記載することをなくしたという判断でございます。

◎ 吉澤委員

判断も作業も大変迅速だったと思います。現場ではインフラや機材がないと教育研究も教材研究もできないという感覚だと思いますので、そういう意味でも早かったのは良かったのではないかと思います。

● 池村委員長

そのほかございませんでしょうか。

1 ページですけれども、昨年度の評価の平均値が2.4であったのに対して、今年度は2.29という御説明でしたけれども、見てみますと、施策6-2のように評価が上がったものがある反面、平均点が下がったその大きな要因というのは施策6-6が「B」から「D」になっているというところだろうと思います。3 ページを見ますと、共同研究・受託研究については「a」判定、県内高校卒業者の県内進学が「e」判定で、この代表指標②が相当大きく影響していると判断できますが、そんなに落ち込んでいるものなんですか。あるいは、定量的だけではなくて、定性的に何か考えてみるべきところ、評価を上げる方向で考えてみるべきところというのはなかったのでしょうか。そこをお聞きしたいです。

□ 高島あきた未来戦略課高等教育支援室長

代表指標①の「大学の共同研究・受託研究数」は、令和元年度の106件から2年度は116件ということで、順調に伸びてきているという状況です。しかし、代表指標②「県内高卒者の進学率」が令和元年度の28.8%から2年度が28.1%ということで、前年度割れをしてしまったため、「e」判定となっております。そのため、定量的評価は「D」評価にせざるを得ないということで、このような評価にしております。

● 池村委員長

「e」となったのは、現状値を下回ったからなんですよ。他の施策の方向性などから評価すべき点というのはなかったのですか。「B」を「D」にしてしまうほど、言ってみれば施策として十分な達成状況ではなかったというほど深刻なんですかということなんですよ。ちなみに、②の指標の現状値はいくつだったのですか。

□ 高島あきた未来戦略課高等教育支援室長

現状値に関しては、平成28年度の現状値で28.4%でございます。

● 池村委員長

そうすると、確かに下回ってはいますが、そこは誤差とは言わないけれども、28%台ということで定性的に考えてみるべきところがあるのではないのか。それから、施策の推進状況からして、この6-6については、必ずしも「D」とまでせずとも良いという要素はないのかという気もするのですけれども、いつも言いますように、評価は厳しめがいいということからすれば、甘んじてこれで良しというふうには私もしますけれども、もう少し検討の余地があったのかもしれないなという感想を持っているということだけ申し述べさせていただきます。

◎ 福岡委員

1ページ「3-1 施策評価の結果」の6-3「世界で活躍できるグローバル人材の育成」で平成30年度が「A」、その後令和元年と2年が「C」と下がったままである状況を受け、4ページの「課題と今後の対応方針」で何かしら工夫したところ、去年の結果を踏まえて更に変えたところがあれば伺いしたいです。

□ 青山教育庁高校教育課副主幹

昨年度、一昨年度の評価が「C」になったことに関しまして、令和元年度の中学校3年生における英検3級以上相当の割合が39%台であり、その前の平成30年度が48.3%だったことから、急激に下がる結果となっております。この県独自の調査は平成30年度から導入しており、初導入に伴って各学校で対策や指導をしっかりといただいたということで初年度の達成率が高い結果になったと考えております。ただ、英検I B Aは英検とは違い、証明書や資格にはならず、いわゆる能力判定テストになりますので、進学に使える材料とはならないということがあり、2年度目になる令和元年度は、指導に力があまり入らなかったということが考えられます。また、教科書に沿った内容である全国の学力・学習状況調査においては、県内の英語の成績も高く、学校の指導成果がしっかりと出ていますが、教科書ベースではない外部試験においては、応用力が比較的弱いことを受け、令和元年度は落ちています。その時に、この応用力への対応が一番の課題だと考え、このデータを各教育事務所の指導主事に提示し、学校訪問の際に、知識の定着だけではなく、自分の考えや思いというものを伝え合う発表、英語のコミュニケーションの場を多く活動に入れるよう伝えております。また、新学習指導要領においても、その点に重点を置いており、各教員対象の研修内容もそれに伴い変更し、先生たちの意識も変えるようにしました。今年度は、昨年度の39.1%から、英検I B Aの結果だけで言いますと、48.数%に復活し、今までの授業とは違った本当に実践的な内容に変えていくということを研修や学校訪問で伝えた結果が出てきていると考えております。

また、県主催のイングリッシュキャンプ等に関しましても、過去は一斉にやっておりましたが、小学生から中学校1年生まで、中学校2年生から高校生まで、高校生のみというように発達段階毎に分け、A L Tの力を借りながら、コミュニケーションを中心とした活動を入れるように行っております。昨年度はコロナで全て中止になりましたが、生徒を対象とした事業をなんとか続けたいということで、県内のA L Tと児童生徒が手紙や葉書を通してやり取りする「ファンライティング」という活動を行いました。これは、自分が伝えたい内容を手紙で書き、A L Tから返信をいただくことによってコミュニケーション能力を深めるために行い、小学生から

高校生を対象に700名以上が参加しております。

また、ALTが配信した講義動画を視聴し、その講義について質問や意見を述べるという活動である「オンラインセミナーシリーズ」も行い、昨年度2月26日現在では、500回以上の視聴回数がありました。いずれも児童生徒を対象に、本当の英語力を高めるという目的の下、コロナ禍であっても代替事業として対応するように手法を工夫して行ってまいりました。

◎ 相原委員

資料の10ページの「県民意識調査の結果」における県民からの意見の中に、後半に「「わかりません。」と言えない子どもにも目を向けてほしい」という意見があり、これを読んでまさに教育ってこれだよなと思いました。教育庁や現場では、様々な工夫をしてこうした子どもたちに対応していると思いますけども、その一方で、なかなか成果を把握するのは難しいと素人ながら思います。引き続き、この点を重視しながら取組を進めていただければと思います。

● 池村委員長

この「県民意識調査の結果」というのは、総合評価に100%組み入れるといった話ではなくて、むしろPDCAサイクルを回していく際の「A」に結び付けていくということで、非常にその意味では重要な制度であるわけですが、今回は11ページの施策の方向性の(1)の黒丸に、しっかりとそこを受け止めておられるという姿勢が表れておりますので、広い意味での評価としては十分な出来映えであり、その点に関しては評価できるのではないかと思います。

それでは、時間の関係がございますので、総括とさせていただきますが、政策、施策、事業等について質問や御要望はありましたけれども、評価に関しては特に異論はなかった。つまり、政策、施策、事業とも評価結果は妥当であるというふうにさせていただきたいと思います。ただし、施策のところについては、代表指標が妥当なものなのか。その際、目標値の設定については、もう少し考える余地があるのではないかという意見が出ておりましたけれども、この評価の枠組みを前提とするならば、教育庁からの御説明や委員から出ていた重み付けという点も考慮させていただいた結果、施策についても評価結果は妥当であるという結論付けをさせていただ

だきたいと思っております。

委員の皆様方、よろしいでしょうか。

【委員一同異議なし】

ではそのようにさせていただきます。

以上で、資料 2 の調査審議については終了でございます。ありがとうございました。

〔休 憩〕

● 池村委員長

それでは再開したいと思います。

資料 3 の「交通死亡事故の抑止」の調査審議に入ります前に、先ほど事務局からも説明がありましたけれども、資料 1 の中の公安委員会・警察本部長に係る部分について御説明をお願いいたします。

□ 三森警務部警務課企画官

警察本部警務課の三森です。よろしくお願いいたします。

私から、資料 1 及び 3 の公安委員会及び警察本部長に係る部分について御説明いたします。

令和 3 年度に、秋田県公安委員会及び警察本部長が行った政策評価は、令和 2 年度の秋田県警察取組重点目標の 6 項目のうち、「犯罪の起きにくい社会づくりの推進」、「交通死亡事故の抑止」及び「被害者支援の推進」の 3 項目であります。この中から、本年度の政策評価委員会における調査審議対象といたしまして、「交通死亡事故の抑止」を選定したところであります。その理由についてですが、県警察においては、令和 2 年中、県民の安全・安心を脅かす交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点をおいた指導取締まりを推進いたしました。具体的に申し上げますと、飲酒運転や速度超過違反及び交差点に関連する交通法令違反などの取締まりを推進したほか、道路横断中の子どもや高齢者が犠牲になる事故を抑

止するため、横断歩行者妨害違反の取締りを強化したところであります。こうした交通法令違反の取締りに当たっては、交通事故の発生実態等を分析した上で、効果的に行い、交通事故の総量抑止を図ってまいりました。「交通死亡事故の抑止」に直結する、これらの交通指導取締り事業は、県警察の基本方針、安全で安心な秋田を守る力強い警察、県民に寄り添い、県民とともに社会の変化に対応した警察活動の推進を実現する上で重要な施策事業であり、また、県民の関心も高いことがうかがえることから、このたび調査審議対象の施策及び事業として選定したものであります。

次に、政策評価の判定基準について御説明いたします。各政策において、設定している数値目標に対する成果指標値、いわゆる定量的な評価と、その政策を実施することの必要性や緊急性など、いわゆる定性的な評価が総合判定に及ぼす影響、バランスにつきまして、必ずしも明確でないとの御指摘を過去の当委員会にていただいております。この点につきましては、昨年度より評価基準を改定し、本年度もこれを継続しております。具体的には、政策目標の成果指標により一時的な判定をした後、政策を構成する施策の評価を踏まえ、総合的な観点から評価を確定することとしております。したがって、各政策評価とも、まずはそれぞれの政策が徹底した成果目標値に基づく定量評価判定を行い、原則として、この評価を維持することとしております。例外的に、定性的評価の観点から、その判定を変更する合理的な理由がある場合のみ、上下1段階に限り、判定を変更することもできるとしております。

「公安委員会・警察本部長が行う政策等の評価に関する実施計画」の説明は以上でございます。

● 池村委員長

それでは、実施計画、対象の選定について、御質問等ございますでしょうか。

ないようですので御了解をいただいたということにさせていただいて、資料3「交通死亡事故の抑止」の調査審議に入ります。事務局から順次説明をお願いいたします。

□ 鈴木交通部参事官（兼）交通指導課長

警察本部交通指導課の鈴木です。よろしくお願いいたします。

政策「交通死亡事故の抑止」について説明させていただきます。

資料３の「政策評価調書」を御覧ください。

まず最初に、「政策を取り巻く治安情勢」についてであります。

令和２年中の県内で発生した交通事故は、記載のとおり、発生件数、死者数、負傷者数、いずれも減少しております。一方、高齢者の交通事故死者数は前年比１人の減少となっておりますが、全ての交通事故死者数の７０．３％を占め、平成２５年度以降８年連続で全死者数に占める割合が６割を超えている状況にあります。

当県の高齢化率は、令和２年７月１日現在で３７．９％となっており、今後もさらなる高齢化が進むものと予想されます。また、当県の免許人口は年々減少傾向にある一方、高齢運転者の免許人口率は、平成元年の４．４％に対して、令和２年は３０．７％と大幅に増加しており、高齢運転者による交通事故の発生は県民の重大な関心事項となっております。

次に、「政策の目的」についてです。

県警察では、交通事故のない「安全で安心な秋田県」の実現のため、交通死亡事故の抑止を重点目標とし、高齢者対策を最重点とする総合的な交通事故防止対策を推進しており、交通安全意識を確立するための交通安全教育や広報啓発活動交通、交通事故抑止に資する交通指導取締り、交通安全施設等の整備・拡充による安全で快適な交通環境の整備に取り組んでおります。交通死亡事故の抑止については、究極的には交通死亡事故０を目指す、第１０次秋田県交通安全計画に掲げる死者数３０人以下を抑止目標としておりましたが、令和２年の達成率は３７人、達成率は８１．１％と、目標の達成には至らず、引き続き目標達成に向けさらなる交通事故抑止対策の強化を図らなければならないと考えております。

次に「政策を構成する施策の推進状況及び評価結果」について説明いたします。

はじめに、「施策推進の基本及び取組」についてです。

施策推進の基本は、高齢者の交通事故防止対策を重点的に推進するほか、重大交通事故に直結する飲酒運転等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違反の交通指導取締りを推進することにあります。また、道路管理者と連携した危険箇所対策のほか、信号機・標識等の設置など、交通安全施設の整備を拡充させ、高齢者に優しい安全で快適な道路交通環境を構築することとしております。その実現のため、「高齢者対

策を最重点とする総合的な交通事故防止対策の推進」、「交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進」、「安全で快適な交通環境の整備」に取り組んでおります。

次に、「施策の推進状況及び評価結果」について説明いたします。

次のページを御覧ください。

はじめに、「施策の推進状況」についてであります。

その1は、「高齢者対策を最重点とする総合的な交通事故防止対策の推進」につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に十分配慮した上で、高齢者安全・安心アドバイザーが高齢者宅を訪問し、交通安全指導を行っております。また、高齢者を対象とした交通安全教室も開催したほか、交通事故を複数回起こした高齢運転者に対しては、交通警察官が直接訪問して、きめ細やかな交通安全指導も行っております。次に、運転免許を返納しやすい環境整備については、運転免許センターに日曜窓口の開設や警察署員の訪問による運転免許の返納受理、代理人による申請の受理及び全県の交番・駐在所における運転免許の返納の受理を行っているほか、運転免許証返納者の生活支援の拡充を図ることを目的に、市町村の地域包括支援センターと情報共有も行っております。さらに、警察署長等が地域公共交通活性化協議会に参画し、高齢運転者の交通事故概要のほか、運転免許返納状況等について説明するなど、情報共有を図っております。加えて、運転免許センター内の運転適性相談窓口には医療系専門職員を配置し、運転免許を更新する高齢者やその家族の相談に応じ、認知機能や運転機能の低下など、運転に支障が出る症状の早期発見に努めております。

その2として、「交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進」につきましては、県民の安全・安心を脅かす交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進しているところであります。特に、飲酒運転や交差点関連違反等の取締りを恒常的に実施したほか、子どもや高齢者が犠牲になる事故を抑止するため横断歩行者妨害違反の取締りを強化しております。また、交通事故発生実態を分析し、結果を踏まえた効果的な取締りを推進したほか、高齢者対策、シートベルト等着用の啓発、夕暮れ時における交通事故抑止対策の強化など、各種施策を展開し、交通事故の総量抑制を図っております。

その3として、「安全で快適な交通環境の整備」につきましては、あきた公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な交通安全施設の維持管理を図っております。信

号灯器の経済負担軽減や視認性向上を図るためのＬＥＤ灯器への更新作業、さらには、降雪期における信号機の視認性確保のため、着雪防止型信号灯器の整備などを推進しております。また、住民要望等を踏まえ、真に必要な交差点等に対し、信号機を設置するなど、安全で快適な交通環境整備に努めております。これら三つの施策の事業費についてですが、交通事故防止対策に３，５３３万７千円。交通指導取締りに２，２２２万６千円。交通環境の整備に１０億７，３１５万５千円で、合計１１億３，０７１万８千円となっております。

「政策の推進状況に関する県民意識」については、交通事故は日常生活の中において誰もが当事者になり得る事案であり、本年６月、千葉県八街市の通学路で発生した、飲酒運転の大型トラック、これが通学児童の列に突っ込んだ事故があり、多くの子供が亡くなったり怪我をした悲惨な交通事故のニュース報道を見ましても、国民の関心は非常に高いものと認識しております。また、高齢者安全・安心アドバイザーの訪問指導を受けた高齢者からは、友人を誘って交通安全講習会に参加したいという声もあるなど、県民の交通安全意識の高さもうかがえます。交通指導取締りについては、悪質な飲酒運転や妨害運転など、重大な交通事故に直結する違反の指導取締り要望も多数あります。さらに、交通安全施設に関しては、高齢者や子供、障害者などの交通弱者にも分かりやすく安全に利用できる信号機の設置や道路標識、道路標示の整備が求められているなど、県民の交通安全に対する意識は高いものと認識しております。

次に、「政策の評価」について、３ページを御覧ください。

はじめに、交通事故防止対策については、高齢者安全・安心アドバイザーが高齢者宅を戸別訪問して行う交通安全指導や参加・体験・実践型の交通安全教育など、感染症の拡大防止に配慮・配慮しながら、きめ細やかな交通安全教育活動を行ってまいりましたが、新型コロナウイルスにより、緊急事態宣言を受け、その活動が制限されたことから、訪問活動の実績は前年比で大幅に減少しております。なお、施策の指標に、交通事故高齢死傷者数の抑止目標３８０人以下と掲げておりましたが、令和２年の達成率は９７．７％と、わずかに目標の達成に至りませんでした。

次に、交通指導取締りについては、重大交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置き、交通取締資機材等を効果的に活用しながら、計画的に推進しております。

次に、交通環境の整備については、交通安全施設の老朽化を原因とする信号灯器や信号柱の倒壊など、県民生活に多大な影響を及ぼす事案を未然に防止するため、計画的な交通安全施設の維持管理に努めております。なお、重点目標である交通死亡事故抑止については、先に報告のとおり、目標の達成には至らず、令和２年の達成率は８１．１％であったことから、総合的に評価した結果、本政策については目標の８割以上達成として「Ｂ」と評価いたしました。

次に、「課題と今後の推進方向」ですが、令和２年中における交通事故発生状況は、発生件数、死者数、負傷者数は前年と比較してそれぞれ減少し、発生件数と負傷者数は現行の統計方式を採用した昭和４１年以降最も少ない数値となりました。しかしながら、全交通事故死者数に占める高齢死者数の割合は、依然として高く、今後さらに高齢化が進展していく中で、高齢者の交通事故防止は喫緊の課題であると認識しております。

また、交通指導取締りに関しては、取締りの場所、時間帯、手法等が事故抑止の観点から適切か否か不断の見直しを続け、重大交通事故に直結する悪質、危険性の高い違反やシートベルト非着用など、基本的な交通ルールを無視した違反については、取締りの空白地帯を作らず、継続かつ徹底した交通指導取締りを推進してまいります。交通環境の整備については、交通安全施設の整備・拡充を図るなど、交通事情に応じた総合的な対策の実施と地域の交通実態及び地域住民等の意見を踏まえた交通規制の見直しを行い、引き続き、交通死亡事故の抑止に向け、総合的な交通事故防止対策を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、施策評価に入ります。

施策「交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進」について、５ページの「施策評価調書」の「令和３年度における施策評価」を御覧ください。

はじめに、「施策の目的」についてであります。悪質・危険性の高い違反の指導取締りを推進することにより、第１０次秋田県交通安全計画の目標である死傷者数２，０００人以下を目標とするものであり、このため、取締りに欠かせない各種資機材の整備・更新を推進しているところであります。

次に、「施策の推進状況」についてであります。交通事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締り、飲酒運転や交差点関連違反等の取締り、道路横断中の子どもや高齢者が犠牲になる事故を抑止するため、横断歩

行者妨害違反の取締、交通事故発生実態等の分析結果を踏まえた効果的な指導取締り、シートベルト・チャイルドシート着用の啓発、夕暮れ時における交通事故抑止対策の強化等各種施策の展開による交通事故の総量抑制を推進しております。

6 ページにあります「施策を取り巻く治安情勢」につきましては、令和2年中の人身交通事故は、発生件数、負傷者数とも現行の統計方式を採用した昭和41年以降最少となり、死者数も前年よりは減少しておりますが、高齢者が占める割合は依然として高い状況にあります。また、飲酒運転を伴う交通事故につきましても、減少傾向にありますが、死亡事故も発生しており、その根絶には至っていない状況であります。

続いて、「施策の評価」であります。必要性、有効性、緊急性とも「A」と評価しております。必要性につきましては、県民を悲惨な交通事故から守るため、交通指導取締資機材を効果的に活用した交通指導取締り活動を継続して推進する必要があることから、有効性につきましては、交通指導取締資機材等を充実させ活用することで、悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反を効果的に取り締まることが可能であることから、そして、緊急性につきましても、連日発生する交通事故は、県民にとって身近な不安要素であり、交通事故の被害から県民を守り、県民が安全と安心を実感するためには、交通指導取締りを継続して推進し、緊急に交通事故を抑止する必要が認められることから、「A」とそれぞれ評価したものであります。

最後に、総合評価ですが、幹事部長が交通部長ですので、いずれも交通部長が評価いたしました。

県民からの取締り要望が多く、重大な交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを、交通取締資機材等を効果的に活用し実施したこと、各種交通事故抑止対策と連動し、交通指導取締り活動を推進した結果、前年と比較して、人身交通事故件数、死者数、負傷者数とも減少したこと、また、街頭で活動する警察官の受傷事故防止資機材の継続的な整備を行う必要が認められることから、「A」の「着実に推進」と評価したものであります。

続きまして、事業評価について説明させていただきます。

7 ページの「継続事業中間評価調書」を御覧ください。

「1-1 事業実施の背景」につきましては、交通指導取締りを適正かつ効果的に実施するためには、飲酒検知器、速度違反取締装置、放置駐車違反管理システム

等の資機材・システムを定期的に更新する必要があります。

「1－2 外部環境の変化及び事業推進上の問題点」につきましては、妨害運転罪の新設など、より悪質な違反の取締り要望が高まっておりますが、県当局に働きかけてはいるものの、思うように取締機器の更新が進んでいない状況にあります。

「2 住民ニーズの状況」につきましては、警察本部や警察署に寄せられる相談や要望から、悪質、危険性及び迷惑性の高い違反に対する強い要望があることを把握しております。

「3 事業目的」につきましては、交通指導取締りはあくまでも手段であり、交通事故の総量抑制、交通死亡事故の抑止がこの目的であります。

「4 重点施策推進方針との関係」につきましては、重点推進事項としております。

「5 目的達成のための方法」、「6 前回評価結果等」につきましては、記載のとおりであります。

「7 事業の全体計画及び財源」につきましては、交通指導取締り活動に対する経費として、令和2年度は2,222万6千円で、一般財源の中に一部国庫補助金が入ってます。

8 ページを御覧ください。

「8 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み」につきましては、第10次秋田県交通安全計画における年間の交通事故死者数を目標値として計上しております。令和2年は交通事故死傷者数2,000人以下の目標に対して、1,692人と、令和元年に続き目標を達成しております。

次に、「所管所属長の1次評価」についてです。所管所属長は、交通指導課長の私であります。

「必要性の観点」ですが、飲酒運転や速度超過違反を取り締まるためには、信頼のできる専用の取締機材が必要不可欠であり、同違反に対する住民の取締り要望も高いことから、「A」評価としております。

「有効性の観点」についてですが、交通指導取締り資機材等を充実させることで、飲酒運転等の悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反を効果的に取り締まることが可能となり、高齢者被害の事故防止を図り、交通事故を抑止する有効性が認められることから、「A」評価としております。

「効率性の観点」についてですが、適正かつ効果的な取締りを行うことで、ドライバーの規範意識の向上が図られるなど、県民の安全安心につながりますし、限られた人員で最大限の効果が期待でき、費用対効果の面からも妥当性が認められることから、「A」評価としております。

以上の結果、総合評価についても「A」評価としており、対応方針については、着実かつ継続的に推進する必要がある、「現状維持で継続」すべきものとしております。今後も警察としましては、交通事故違反の発生状況の分析や県民のニーズを踏まえ、真に交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進してまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

● 池村委員長

それでは、事業評価から入ります。事業評価について御質問等ございましたらお願いいたします。

◎ 相原委員

お手元に数字があれば教えていただきたいんですけども、交通事故の死傷者数について、歩行者と車に乗ってた人の割合はどんなものでしょうか。

□ 鈴木交通部参事官（兼）交通指導課長

令和2年の数値ですが、歩行中に亡くなられた方が14人、軽傷・重傷を含む怪我をされた方は185人、自転車乗車中に亡くなられた方がお二人、怪我をされた方は157人となっております。また、車やオートバイを運転中に亡くなられた方が18人、怪我をされた方は1,027人、一緒に車に乗っており亡くなられた方が3人、怪我をされた方は286人ということになってます。

◎ 福岡委員

5ページの目的の中に、第10次秋田県交通安全計画の目標である死傷者数2,000人以下を目指すというところで、この8ページの指標Iの目標も同様の数字が続いてきていると思うのですが、いつまでこの数字でいくのかということと、秋田県の人口が減ってきていることを反映しないのか教えてください。

□ 阿部交通企画課主席調査官（兼）次長

この2,000人というのは、昨年度までの期間である第10次交通安全計画に基づいたものとなっており、現在、令和3年から令和7年の5か年の計画である第11次の交通安全計画を策定中です。10次計画では亡くなられた方、怪我された方の死傷者数を2,000人と設定しておりましたが、今年度からの11次計画では死者数を27人以下とするほか、怪我された方については国の基本計画に基づき、重い方に特に重点を置き、重傷者を200人以下と設定する予定であり、今検討しているところでございます。

◎ 福岡委員

目標の妥当性が分からなかったため質問させていただきました。

もう1点、8ページの「有効性の観点」の理由の「高齢者被害の事故防止を図り、交通事故を抑制する有効性が認められる」ということで、高齢者の死亡事故が非常に多いことが課題になっていることとの整合性をどのように考えられているのかをお伺いします。

□ 阿部交通企画課主席調査官（兼）次長

県警といたしましては、交通事故死者数において、高齢者の占める割合が非常に高止まりの傾向が続いております。また、先ほど御指摘のあった重傷者が200人以下の指標の設定が妥当なものであるかどうかということについてですが、令和2年の重傷者数は251人であり、指標に当てはめてみると令和2年度の達成率は79.7%、約80%という達成率という結果でありました。

● 池村委員長

そのほかございますでしょうか。

これは1施策イコール1事業という形ですので、施策、施策評価に進みます。

委員の皆様方がいかがでしょうか。

はい。岩根委員、どうぞ。

◎ 岩根委員

みんながきちんと違反せずにやれば、こんなにお金はかからないんだろうけども、それがなかなか難しいので、2, 200万円のも予算が出ているのだろうなというのを今見て思っております。ちなみに、この事業において購入したものは大体何年ぐらいもつものでしょうか。

また、違反管理システム等の委託費が例年同等程度でありながら、施策の目標値を達成しているので「A」評価は妥当だと判断しました。ただ、先ほどおっしゃられたように、数値目標をずっと2, 000人のままではなく一旦見直すことも同意見と感じております。

□ 鈴木交通部参事官（兼）交通指導課長

取締機材については、定期的な点検等を行い、故障した場合は修理や部品の交換等により、適正な維持管理に努めているところですが、1回買った機械が20年も30年も同じものを使えるわけではないため、ある程度定期的に機械を更新していく必要があります。機械によっては数年で交換するもの、10年単位で交換するものなどいろいろありますが、使う側としても、適正に維持管理し、信頼性のおけるもので適正な取締りをして効果の上がるものにしていきたいというふうに考えております。

● 池村委員長

お金の問題は確かに重要ですよね。地方自治法上は、予算の調整執行権は、委員会には法律の定めがあれば別ですけれども、基本的には属しないわけですから、財政課等での精査を据えて、ある範囲における取締機器の更新の必要性あれば、是非とも御助言を願いたいという気はいたします。単なる要望ですけれども、そういう趣旨も、岩根さんの御発言には込められていたのだろうと思います。

◎ 山口委員

大学の公用車の運転手の方が、掲示式の速度取締装置は今後少なくなっていく、可搬式の速度取締装置が多くなるということを教えてくれたのですが、それは事実としてそういう方向で取締りをやってくということになっているのですか。

□ 鈴木交通部参事官（兼）交通指導課長

多分皆さんが一番興味があるところだと思います。この可搬式の速度違反取締機とは違反車両が来ると写真を撮り、速度違反者を検挙するオービスの持ち運び可能なものです。いつでも取締りができるため、今全国的に問題となっている通学路や多くの方が利用する商店街、病院、市役所等の近くで取締りすることで、運転者の安全意識に対するモラルをもっと向上させるため、展開しております。これは秋田県だけではなく、全国的な形になります。

ただし、掲示式の取締りについても継続していきますので、どうか油断することないようにお願いいたします。

◎ 山口委員

地元の方はオービスがどこにあるか分かっていて、そこは速度を分かりやすく落とすわけですね。ただし、可搬式だとどこにあるか分からないため、緊張感や抑止力があり、いいことなんだなと思いました。

そういったこともあって指標の件数は低下していますが、それを効果の発現とまでは今のところ分析していないのか。あるいは、オービスの影響もあり、速度を落として運転しようという意識になり、その結果として死傷件数が減っているのか。このあたりはどういうふうに分析されているのですか。

□ 鈴木交通部参事官（兼）交通指導課長

可搬式の速度違反取締りによって事故がどの程度減ったというふうな統計的なものは持ち合わせておりません。しかし、可搬式の速度違反取締りをした路線での月間の事故数を比べた際に、取締り回数に比例し事故が減ったというふうな結果が出たとすれば、全てのその効果とは言いませんが、何かしらの効果があったのかなというふうに理解することはできると考えます。

◎ 山口委員

私も現状ではそういう分析でよろしいかなと思います。

● 池村委員長

それでは、政策を含めていかがでしょうか。全体的なところでも構いません。

私から2点、一つは、2ページ、6ページに関わりますが、施策の評価を行う場合に、有効性というのは何を主に判定されるかという、やはり数値目標の達成状況ではないかと思います。もちろんそれだけではないわけですが、その意味で、一つ目の施策の達成率が97.7%であるが、有効性の判定は「A」である。

「有効性が認められる」ではなくて「有効性が極めて高い」であるというふうに判断しておられるその理由は为什么呢。まず、そこを簡単にお聞かせいただければ幸いです。

□ 鈴木交通部参事官（兼）交通指導課長

高齢者の死傷者数の減少というところで、令和2年については380という目標に対して実績が389で達成率は97.7%ということであり、目標数値は達成していません。これについてはいろいろと検討した結果、達成率が100%に近い数値であるほか、先ほどお話ししたように高齢者安全・安心アドバイザーや交通安全教室、免許返納の関係などの現在進行中の施策を踏まえて「A」ということにした次第であります。

● 池村委員長

大きな異論はありません。

それからもう1点、これは県民が御覧になったときにどういう印象をお持ちになるかという点です。三つの施策が全て総合評価が「A」であるならば、政策も「A」となるのではないかなと思ってしまいますが、政策の総合評価は「B」となっています。つまり、指標を政策に置くということの是非を含めてですけれども、何の影響し「A」になってないんでしょうね。死傷者数と死者数という違いはあるのは歴然としていますけれども、ここを素人的に見ると、施策は全部うまくいっておれば政策もうまくいっているのではないかなという印象を受けると思うんですが、その乖離をどういうふうにお考えになれますでしょうか。

□ 鈴木交通部参事官（兼）交通指導課長

今、委員のお話を聞いて、そのとおりだなという気持ちもあります。

政策名にある「交通死亡事故の抑止」とありますが、今の交通環境を考えると、現実的には交通死亡事故をゼロとするのは無理なことであるため、各都道府県で国の交通安全基本計画に基づいて目標を立て、様々な活動をしているところです。

しかし、この「交通死亡事故の抑止」という施策名は、交通警察として交通事故によって亡くなる方を究極的にゼロにするという目標でもあり、そこにはしっかりとこだわる必要があると考え、「B」という評価にしたところであります。

● 池村委員長

重要なお話だと思います。

死傷者数は減っているが、思うようには死亡者数は減っていない原因を分析し、何をすればいいのかというのを施策の中、特に、第1の施策の中で組み込み、PDCAサイクルを回していくことになるのではないかと考えるところがありますので、今愚問を発しさせていただいたということです。おっしゃることはよく理解できています。

そのほかございませんでしょうか。

ないようでしたら、この公安委員会・警察本部長の政策等でありますけれども、政策、施策、事業ともに評価結果は妥当であるということで、特に異論はなかったということにさせていただきたいと思います。

〔休 憩〕

□ 事務局

それでは、午後の部を開始いたします。

議事に入る前に、1点事務局より御連絡をさせていただきます。

本日の午後は、知事部局が行った基本政策の施策・事業に関して調査審議いただきますけれども、資料4の「令和3年度に知事が行う実施計画等」につきましては、第1回の政策評価委員会の時に御説明させていただいておりますので、説明は割愛させていただきたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、池村委員長、よろしくお願いいたします。

● 池村委員長

それでは、午後は、最初に、資料5「県土の保全と防災力強化」について、施策評価、事業評価の順に事務局より説明をお願いいたします。

□ 三浦建設政策課長

建設部の三浦でございます。

私から、資料5に基づきまして御説明させていただきます。

この政策でございますけれども、災害に備えた強靱な県土づくりを進めるとともに、住民等の自助・共助による防災活動を促進し、地域の防災力を高めることなどを目的としており、二つの施策により構成されており、今回は1の「災害に備えた強靱な県土づくり」につきまして審議をお願いすることとしております。また、その配下の事業としまして、「県単砂防事業」を審議の対象として選定しております。

それでは、施策につきまして御説明させていただきます。1ページ目を御覧ください。

「1 施策のねらい」であります。この施策は、県管理河川の減災対策や、道路・港湾等の社会基盤の計画的な整備など、災害に備えた強靱な県土づくりを進めるとともに、災害時の人的被害の最小化に向け、市町村が行う住民避難対策を支援するものであります。

「2-1 代表指標の状況と分析」であります。代表指標は、「県管理河川の整備率」としており、記載のとおり、達成率は99.8%で「b」判定となっております。河川の整備率でございますけれども、流路延長のうち改修済み延長の割合でございます。令和2年度の事業につきましては、平成29、30年度の豪雨で浸水被害が発生した河川につきまして、集中的な治水対策を進めたところであります。その内容は、河川の改修済み延長の増加には直接的には結びつかない、橋梁や樋門等の構造物に係る事業が集中しており、その結果といたしまして目標達成には至らなかったものと分析しております。なお、令和元年度の数値となりますけれども、東北6県との比較では、6県平均を2.7ポイントほど上回る、第2位の水準となっております。

続きまして、2ページの「2-2 成果指標・業績指標の状況と分析」につつま

しては、4項目設定しており、達成状況等につきましては資料に記載のとおりであります。

3ページの「2-3 施策の取組状況とその成果」につきましても、資料に記載のとおりであります。

4ページの「3 総合評価結果と評価理由」につきましては、代表指標①について「b」判定となっており、定量的評価は「B」判定となっております。これらの達成状況と、施策の取組状況や成果を総合的に判断し、総合評価は「B」としております。

次に、「5 課題と今後の対応方針」について、施策の方向性ごとにご説明いたします。

①「中小河川における減災対策の推進」については、課題といたしまして、近年災害発生箇所における構造物等に係る事業が集中しており、従来河川の延長を基準とする整備率の向上という点につきましては、中小河川の整備が進んでいないというふうに捉えております。そのための対応方針としましては、災害への大規模なハード対策と並行し、短期間で治水効果を向上させる伐木や州ざらい等を推進するとともに、浸水想定区域図の作成などのソフト対策を進めていきたいと考えております。

②「豪雨による洪水被害や水不足への対応」につきましては、課題といたしまして、河川管理施設・ダムの老朽化が進行しており、更新・改修に係る経費が増加していることと捉えております。対応方針としましては、長寿命化計画に基づく計画的な補修補強対策により、施設を延命化し、更新・改修費用の平準化を図っていきたいと考えております。

③「県民の生命と財産を守る安全な地域づくり」につきましては、課題といたしまして、近年、異常気象による土砂災害が頻発しており、ハード対策を要する箇所が増加しているほか、ハザードマップを整備していない市町村があることと捉えております。対応方針といたしましては、ハード対策の強化と併せて、国の補助金を積極的に活用しながら、市町村におけるハザードマップ作成の支援など、ソフト対策にも一体的に取り組んでいきたいと考えております。

④「災害に対応できる交通基盤体制の整備」につきましては、課題といたしまして、救助物資の輸送等で大きな役割を果たす緊急輸送道路の整備が十分でないエリ

アがあることと捉えております。対応方針といたしましては、国の補助金を活用しながら、緊急輸送道路の整備や法面对策による安全確保につきまして計画的に進めていきたいと考えております。

⑤「大規模地震に備えた耐震化の推進」につきましては、課題といたしまして、耐震補強が必要な下水道処理場等が多いことと捉えております。対応方針としましては、ストックマネジメント計画に基づく更新工事と併せて耐震工事を効率的かつ計画的に進めていきたいと考えております。

施策評価の説明は以上となります。

□ 田森河川砂防課長

建設部の田森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料の５ページを御覧ください。

私からは、県単砂防事業について御説明させていただきます。

はじめに、「１－１ 事業実施当初の背景」でございますが、土砂災害につきましては、一度発生しますと、人命や家屋等財産に多大な被害を及ぼし、全国各地において甚大な被害が多数発生している状況にあります。本県におきましても、土砂災害危険箇所は多く存在していることから、本事業を推進することで災害に強い県土づくりを図るものであります。

「１－２ 外部環境の変化及び事業推進上の課題」でございますが、先月７月に静岡県熱海で発生した土石流の記憶が新しいかと存じますが、本県におきましても、平成２５年の８月に、豪雨に伴い発生した土石流によりまして、死者６名、住家５棟が全壊する甚大な被害が発生しております。このような土砂災害から人命等を守るためには、ハード対策を推進するほか、警戒避難体制の構築などのソフト対策も併せて進める必要があると考えております。

「２ 住民ニーズの状況」でございますが、事業を継続して実施の箇所については、市町村等を通じ早期の事業完成といった要望が継続的にあり、また、未対策の危険箇所においても、地域住民などから事業の早期着手といった要望がなされている状況にあります。

「３ 事業目的」、「４ 目的達成のための方法」につきましては、資料のとおりでございますが、砂防事業について、それぞれの土砂災害の現象に合わせたハード

対策を実施することとしております。

続きまして、「6 事業の全体計画及び財源」でございますが、調書に示している五つの事業のほか、財源の異なるその他事業で構成されております。01から03の自然災害防止事業につきましては、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策の区分となっており、4番の局所がけ崩れ対策事業につきましては、豪雨等により生じた小規模ながけ崩れ対策について、市町村が実施する事業への補助経費となっております。5、河川等整備事業につきましては、既存の砂防設備等における河道整正などに要する経費となっております。その他合計となっている事業は、平成元年に創設された、起債によりを活用した事業や、令和2年度に新設された、河道掘削や伐木に特化した起債を活用した事業となっております。これらの事業により、令和2年度の決算額は9億5,750万1千円となっております。

次のページを御覧ください。

「7 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み」でございますが、「土石流危険渓流に対する概成率」を指標としております。令和2年度については、目標の18.7%に対し17.1%の概成率となっており、達成率は91.4%となっております。

最後に1次評価でございます。

「必要性の観点」につきましては、「課題に照らした妥当性」を「a」、「住民ニーズに照らした妥当性」を「b」、「県関係関与」を「a」とし、評価結果を「B」としております。

「有効性の観点」につきましては、先ほどの目標達成率が91.4%でしたので、「b」となり、評価結果を「B」としております。

「効率性の観点」につきましては、適切な工法比較による対策の実施のほか、コスト縮減のためプレキャスト製品等に継続的に取り組んでいることから、評価結果を「B」としております。

これらを踏まえた総合評価でございますが、「A継続」と評価しております。これにつきましては、土砂災害対策は概成までに複数年を要することから、単年度に投資する事業費が評価の指標となる概成率に直結しないものの、整備された区間等においては一定の効果を上げていると考えられます。今後もコスト縮減と事業の効率性を高めつつ、整備率の向上に向け事業を継続していく必要があると考えておりま

す。

事業評価の説明は以上となります。

● 池村委員長

施策評価と事業評価について説明をしていただきました。

これより調査審議に入ります。

最初に事業評価を扱いたいと思いますけれども、委員の皆様方、御質問等ございましたら発言をお願いいたします。

◎ 相原委員

国の政策で国土強靱化として防災・減災に力を入れている中で、この資料を拝見すると、国庫補助金などがなく、全て県負担になっております。国土強靱化の中でこの関係は予算がつきにくいなどの事情があるものでしょうか。

□ 田森河川砂防課長

国土強靱化の予算につきましては、予算的に交付金ということで、国からの補助を得てやっております。今回説明しておりますのは、県単独事業の砂防ということで、国からの補助金が入らない分野になっております。

◎ 相原委員

分かりました。ほかの事業においては、国からの実質的な補助があるものもあるということですね。

□ 田森河川砂防課長

事業名として、補助砂防事業や補助の地すべり、急傾斜地崩壊対策等、いろいろな補助事業がありまして、そちらの方には国土強靱化としての予算を割り振りしております。

◎ 福岡委員

今、気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）では、８年ぶりに第６次評価報

告書の根拠の部分が示され、この後、異常気象に関する被害は加速度的に増えていくだろうという非常に芳しくない予測がされているところなので、重要な事業だと認識しております。

6 ページの「住民ニーズに照らした妥当性」のところを読むかぎり、「b」になっている根拠が分からなかったので、そこを御説明いただければと思います。

□ 田森河川砂防課長

「住民ニーズに照らした妥当性」の評価については、増大しているという場合は「a」、減少している場合は「c」としており、ニーズとしては横ばい状態であるというふうに判断しておりますので、「b」の評価をしてございます。

◎ 福岡委員

環境系の現場では「a」なのではないかと思っていました。その住民ニーズというのはこういった形で把握をされているのでしょうか。

□ 田森河川砂防課長

砂防に関しましては、例えば雨が降ったときに部分的に斜面が崩れてきたり、土砂が流出してくる場所については、住民から一日も早いハード対策を要望されるということもありますし、あとは、ソフト対策として土砂災害警戒区域の指定をする際には、住民説明会を行います。その中で住民からソフト対策だけではなく一日も早いハード対策も希望するというような声も聞こえてきますので、そのような住民の声を聞いてニーズを把握しております。

◎ 福岡委員

やはり「a」と思いましたが、了解しました。

◎ 山口委員

この事業は砂防法や地すべり等防止法、急傾斜地法の規定に基づいて県が実施する事業であり、まずはこれらの法律に基づいて、県で区域指定をし、その上で県が事業を行うことになるのですか。

□ 田森河川砂防課長

砂防事業、地すべり、急傾のそれぞれのハード整備を実施する場合には、区域指定を県でかけた上で事業を進めています。県で指定した後、砂防指定地であれば、国で指定、県が申請して国から告示なるという形になります。

ハード事業は県の単独事業なり、規模によっては補助の事業で進めております。

◎ 山口委員

その時に危ないところを公費を投じ投資して整備し、安全にするということですよ。一方で、財産の問題などが出てくると思うんですが、その区域指定と土地利用に関する規制の関係っていうのは全くリンクしないんですか。

□ 田森河川砂防課長

砂防指定地、急傾斜地崩壊防止法の指定、あるいは地すべり等防止法の指定地関係ですが、そのエリアの中で、例えば盛り土や切り土等の行為をする場合には、制限行為がかかりまして許認可が必要となります。もう一つ、指定という概念からすると、土砂災害警戒区域というソフト対策の指定エリアがあります。それは警戒避難体制をつくるという区域と土砂災害警戒特別区域があり、その場合には建築制限がかかるエリアもございます。

◎ 山口委員

住んだり移動したりする権利は一般的にあると思うんですが、一方で安全にするための公費投入とのバランスや関係性がどうなのかなと思い、詳細の理解ができてない状況です。すべからく公共の責任で安全化をしなければならないというのは、今の時代なかなか大変ではないのかなと思いつつも、そのあたりはこの事業として、論理構成はできているわけですか。

□ 田森河川砂防課長

砂防事業の中の急傾斜地崩壊対策事業に特化して御説明させていただきますと、急傾斜地崩壊対策事業は保全人家が5戸以上、高さが5メートル以上の場合に、急

傾斜地防止法の指定がかけられます。その中で、保全人家が10戸以上、高さが10メートル以上になった場合は補助対象ということになり、それ以下は県単独事業ということになります。そのため、保全人家が1軒でもできるということではなく、ある程度の保全人家がまとまってないと公共事業としては入っていけないということになります。

◎ 山口委員

そういうところは、数多くあり、まだ手が出てないのか、もう90何パーセントやって、あと少しだから引き続きやりますという話なのか、これはどうなってますか。

□ 田森河川砂防課長

整備率的にはまだまだ低い状況で、土石流に関しましては17%程度、急傾斜は35%程度、地すべりが25%程度です。まだ半分も行っていない状況で、整備のためにはまだまだ時間を要するということになります。

◎ 山口委員

まだまだ時間がかかるというのは、例えば20年などかかるわけで、その間に世代交代などが起こり、すぐ立ち退いてもらうのはできないと思います。そのため、機会を捉えて、啓発などの土地利用誘導でうまく処理すれば、県単事業も少なくても済むではないかと思いました。都市部の話ですが、洪水の浸水エリアは規制市街地もたくさんあり、それ全部を補償することや整備事業をするわけにはいかないため、例えば居住誘導区域から外すことやシグナルを出しておくなど、公共として十分対応できませんよということを、ある種の宣言をするというやり方を今やっているところです。山間部についても、土地の利用に関することはやらないのかなと思ったところでした。

□ 田森河川砂防課長

委員がおっしゃったとおり、その土地の誘導については、居住する場所、しない場所を指定し、新たに居住しないように制限をかけるということもやっています。

ただ、この砂防事業としては、家屋移転をやるという事業ではなく、家屋がある前提でそれを保全する事業をやっているということでございます。

◎ 山口委員

大きくこの事業の上の政策的な枠組みの話を今しているので、事業評価の話とはずれるかも分かりませんが、聞きたいこと答えていただきました。ありがとうございました。

● 池村委員長

そのほかいかがでしょうか。

今の話で確認なんですけれども、実施しておられる事業というのは、財産権を制限するという場合に、消極目的による制限というものに当たるというのがほとんどなのでしょうか。つまり、公共の安寧秩序の維持という観点から行うものが大半だということなんでしょうか。例えば、市街地を整備するように、積極目的から財産権を制限するのであれば、補償等の問題が出てきますけれども、そういうものではほばないというふうに見てよろしいんでしょうか。今の山口委員の質問に関連して確認したかったのですが。

□ 三浦建設政策課長

ここのいわゆる防災関連の政策群というのは、基本的には私権の制限という部分はあるのですが、そういった地域に指定した場合にこういった行為は制限行為として許認可が必要ですよという形で列挙します。今の御指摘の点で言うと、消極的な制限というのはやりますけれども、都市開発といった類のそういった積極的な施策群ではないです。

● 池村委員長

したがって、基本的には、ここから向こうへ移ってくださのような例というのは含まれないと考えていいってことですよね。

□ 三浦建設政策課長

そうですね。そこにいらっしゃる方をまずは守るという方向性の施策となります。

● 池村委員長

そういうことですよね。

はい。ありがとうございました。

私も整理したかったものですから。ありがとうございます。

そのほかございませんか。

おありでないようでしたら、施策評価について、御意見等をお伺いしたいと思います。

◎ 相原委員

資料の2ページ「成果指標・業績評価指標の状況と分析」の③について、五つの港を対象にして、計画の4年間で残り三つやるということだと思いますが、残念ながら、数字を見る限りでの私の解釈では、3年間全く手付かずということではないかなと思います。理由として、船川港が優先でということが書かれてますけれども、この計画を作るというのはかなりパワーを要する業務なのでしょうか。

□ 永澤港湾空港課副主幹

この計画ですけれども、波を防ぐための防潮堤の整備が基本になっております。今はそういった防潮堤の施設整備よりも、とりあえず津波が来たら逃げる場所を作るということに国も重きを置き、シフトしている状況です。そういった中で、防潮堤よりも津波避難施設を作る計画が先行され、さらには津波避難施設を作ろうというふうに進めております。この指標から行きますと、非常に低く見えますが、避難施設を順次計画して今建設している状況です。新しい次の指標の際には、この計画ではなく、津波避難施設という形で指標を変更したいと考えております。

◎ 相原委員

理解できました。

そうであれば、その旨をちゃんと書かれた方がよろしいのではないかなと思います。職員の方々が頑張って進めて事業されているのに、これだけだと何もやってな

いように見えるという、非常に損な形になると思います。

◎ 岩根委員

1 ページの代表指標①の目標数値が0.1単位で推移していて、なかなか進みが見えていない印象を受けますが、ここを本当にこの数値で表した方がいいのかなと思ったところでした。

□ 三浦建設政策課長

この施策群を表す指標として、何がいいかというのは悩ましいところではありますが、一般的に河川の整備率というのが非常にオーソドックスな指標かと思っております。そうした中で、整備率ですけれども、県管理の流路延長全体のうち要改修延長が非常に長く2,051キロ程ございます。この計画は、それを毎年度0.1ポイントないしは0.2ポイント、着実に整備していくというところであり、0.1%だとすれば2キロ弱ぐらいの河川を整備していくという目標の立て方になっております。例えば、改修した河川の延長で示したとしても、同じ話ではあり、我々の感覚として、道路であれば道路の整備率、河川であれば河川の整備率というのが、一つの典型的な目標数値であると考えております。若干分かりにくいかもしれないんですけれども、指標としてはそういう意味合いで、3キロ弱ほどないしはもう少しぐらいの延長を着実に毎年整備していくという趣旨の指標となっております。

◎ 岩根委員

大部分の県民は、これを見て2キロっていうの全然ピンと来てないのかなというところをお伝えいたします。

● 池村委員長

関連して、河川は自然公物であり、人間が手を加える公物の典型になるわけです。そうすると、どうしても長期にわたって実施していかななくてはならず、安全性というのも、いわゆる過渡的な安全性で足りるというのが、法的な一般的な見方となっています。ただ、先ほども説明者の方からありましたけれども、従来であれば、計画どおりに実施してればいいと法的には捉えられていたが、アブノーマルや想定外

と言われている多くをニューノーマルとして受け取らなくてはならないという流れになってきています。つまり、災害が起こったときに予測可能なものであれば、それに対して措置を講じておくことが当然ということになってきた中で、計画の高度化を図らなくてはならないという部分も出てきていると思います。そこに、御担当の苦労というのがあると思うんですけれども、そういう計画の高度化については、かなり意識して取り組んでおられるものなのでしょうか。

□ 田森河川砂防課長

河川に関して言いますと、地球気候の変動で平均気温が上昇し、雨も従来よりも増えていくということで、河川計画自体も見直しが必要との提言があります。今の河川計画をどのように見直していくかということについては、現在国で何河川かを試行的に実施している状況ですので、県として国の取組を参考にしながら、県でできるところから取り組んでいかなければいけないと認識しております。

● 池村委員長

法的な捉え方の流れがそういうふうになっている以上は、国などと歩調を合わせる形で高度化を図っていかなくてはならないということで、お互い御苦勞な仕事待ち受けているわけですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

そのほか、評価の観点ですが、なかなか進まないということで、代表指標が「b」となっていますが、「a」に近いと言えば近いというわけであります。ずっと目を通しますと、やはり先ほど相原委員からあった港湾だけが少し遅れているかなという印象を受け、あとは目標に向かって着実に歩んでおられるのではないかなという気がします。評価の際には、代表指数からすると「b」判定なんだけれども、「a」を考える余地はないのかという議論はなかったのでしょうか。

□ 三浦建設政策課長

我々、建設部の事業というのは、長年、生活やら作業に資するインフラの整備ということで着実にやっている分野であり、且つ、この施策群というのが、特に予防というよりは、実際に災害が発生した際の対応というところが中心となる施策群ということもありまして、なかなか「a」という評価をしがたく、むしろ着実にやっ

ているというようなニュアンスかなということで、近年見ればずっと「b」というような形で落ち着いているということかと思います。

● 池村委員長

促してみましたけれども、そういう御記憶であれば、厳しい方がいいのでしょうか。納得いたします。

そのほかございませんか。

もしおありでないよう、全体にわたってもよろしいですけれども、ございませんか。

【委員一同異議なし】

ないようでしたら、この施策、事業ともに評価結果は妥当であるというふうに、委員会としては判断させていただきます。

終了です。ありがとうございました。

〔休 憩〕

● 池村委員長

それでは、資料6ということになりますけれども、「安全・安心な生活環境の確保」につきまして、施策評価、事業評価の順に事務局より説明をお願いいたします。

□ 庄司生活環境部参事（兼）生活衛生課長

生活環境部の庄司でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、資料6に基づきまして御説明させていただきます。

基本政策3「安全・安心な生活環境の確保」は、犯罪や事故が少なく、安全・安心な地域づくりを進めるほか、食品や水道の安全確保、道路環境の整備、下水道の普及促進などにより、快適で安らげる生活環境を確保していくことを目的としており、三つの施策により構成されております。今回は、2の「暮らしやすい生活環境の確保」について御審議をお願いすることとしております。また、その配下の事業

としまして、「あきたの食安全・安心推進事業」を審議の対象として選定しております。

それでは、資料 6 の 1 ページを御覧いただきますようお願いいたします。

基本政策 3 の（２）「暮らしやすい生活環境の確保」について御説明いたします。

1 「施策のねらい」ですが、この施策は、快適で暮らしやすい生活環境を実現するため、食品や水道の安全・安心の確保のほか、生活衛生の維持向上のための環境づくりを進めるとともに、動物愛護の取組を県民との協働により進め、人と動物が調和しつつ共生する「動物にやさしい秋田」を実現するために実施しているものです。

「2－1 代表指標の状況と分析」ですが、代表指標①の「犬猫の年間殺処分数」については、記載のとおり、目標である殺処分 0 に対し、実績が 8 1 1 頭で「n」判定となっております。この結果につきましては、犬猫の譲渡頭数は 5 0 9 頭と前年に比べ 1 2 8 頭増加しましたが、収容された犬猫が 1, 1 7 7 頭と大幅に増加しまして、その中には、いわゆる攻撃性がある猫、幼齢のため死亡した猫が多数含まれていたために、殺処分頭数が増加したと分析しております。

2 ページを御覧ください。

「2－2 成果指標・業績指標の状況と分析」に 2 項目設定しておりますが、達成状況等については、資料に記載のとおりでございます。成果・業績指標①「動物とのふれあい事業等参加者数」については、新型コロナウイルス感染症対策としてイベント等を自粛した影響で、前年度から減少しておりますが、感染防止対策や人数等を制限しまして実施した結果、目標を上回ることができました。

「2－3 施策の取組状況とその成果」についても、資料に記載のとおりでございます。

資料 3 ページを御覧ください。

「3 総合評価結果と評価理由」ですが、代表指数①については「n」判定、②については「a」判定となっており、定量的評価は「N」判定となります。代表指標①に関しては、猫において、危害を及ぼす恐れがある個体、幼齢のため死亡した個体、死因不明の個体が増加し、目標の達成には至らなかったものの、「譲渡適性はあるがやむを得ず処分したもの」に該当するのは 1 8 頭にとどまり、前年度の 4 5 頭より減少しております。こうした状況を総合的に判断し、総合評価は「C」とし

ております。

「5 課題と今後の対応方針」について御説明いたします。

各施策の方向性における課題と今後の対応方針については記載のとおりでございますが、特に（１）「動物にやさしい秋田」の推進について、飼養や譲渡の困難な幼弱猫の引取り頭数の増加が課題と捉えております。対応方針としては、特に、猫の飼い主に対する終生飼養、適正飼養の啓発について、市町村、動物愛護団体などの関係団体、動物愛護推進員、県民ボランティア等と連携しながら、より一層強化することにより、動物愛護センターに収容される猫の頭数を減少させることや、譲渡事業をさらに推進することにより、目標達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。施策評価の説明は以上となります。

次に、「あきたの食安全・安心推進事業」について御説明いたします。

資料の４ページをお開き願います。

「1－1 事業実施当初の背景」についてですが、平成２０年頃から消費期限偽装など、全国的に食品の安全性に対する消費者の信頼性を損なう事件が相次ぎまして、生産から消費に至る各段階において、科学的根拠に基づいた、食品の安全性を確保するための取組が求められております。

「1－2 外部環境の変化及び事業推進上の課題」を御覧ください。

こうした背景から、食品事業者に対し、中間流通業者等から衛生管理に関する証明等の要求が増加していますが、県内の食品事業者においては、H A C C P、いわゆる通称ハサップと呼ばれるものですが、これに沿った衛生管理の導入が進まず、また、令和３年６月からの食品衛生法改正に基づくH A C C Pの義務化に対応できてない事業者が多く、どのように導入していただくかという課題が生じておりました。

「3 事業目的」を御覧ください。

こうした課題に対応するため、秋田県H A C C P認証の推進や消費期限設定等、衛生管理に関する技術的支援を行うなど、県産加工品の販路拡大につながるための支援を行うとともに、全ての事業者にH A C C Pの考え方に沿った衛生管理を実施させることを目的に、この事業を実施しております。

「4 目的達成のための方法」についてですが、県内各保健所において、研修会、セミナー等を開催したほか、業種ごとに秋田県H A C C P認証や消費期限設定に係

る手引書を作成いたしました。また、公益社団法人秋田県食品衛生協会に委託して、食品衛生推進員による巡回指導を行いました。

「５ 昨年度の評価結果等」及び「６ 事業の全体計画及び財源」については、記載のとおりでございます。

５ページをお開き願います。

「７ 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み」についてですが、指標Ⅰの「秋田県HACCP認証取得件数」については、目標を達成しましたが、指標Ⅱの「自主的衛生管理巡回指導件数」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から、目標を達成することができませんでした。

１次評価についてですが、「必要性の観点」については、令和３年６月から、全ての食品事業者に対しHACCPに沿った衛生管理が求められているなどの理由から、評価結果を「A」としておりますが、「有効性の観点」につきましては、指標Ⅱの達成率が75.9%の「c」であったことから、評価結果を「C」としております。

「効率性の観点」においては、自前で手引書を作成するなど、コスト削減に取り組んでいることから、評価結果を「B」とし、これらの評価を踏まえて、総合評価を「B 改善して継続」としております。

今後の対応としましては、事業者のHACCPに沿った衛生管理の導入を支援するため、講習会開催等について、新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮しながらの実施を検討するとともに、公益社団法人秋田県食品衛生協会が行う研修会などの自主的な取組に対し、引き続き支援を行ってまいります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

● 池村委員長

それでは、調査審議でございますけれども、最初に、事業について御意見等をお伺いします。

◎ 相原委員

HACCPの取得の件、正確な数字の把握は難しい部分があるのでしょうけれども、HACCPの取得の必要な業者を分母にして、２年度末、あるいは直近の取得

済みの業者を分子にした場合、大体どれぐらいの進捗率なんでしょうか。お答えできる範囲でお願いします。

□ 庄司生活環境部参事（兼）生活衛生課長

私の説明があやふやでしたのでもう一度説明させていただきますが、秋田県が認証しているHACCPと食品衛生法で義務付けられたHACCPは違います。県版のHACCPの認証取得施設は188ということで、これはかなり頑張ってもらっている企業さんが取得されております。一方、法改正に義務づけられたものについては、大体今の営業許可業種が13,000ぐらいであり、この全てがHACCPに沿った衛生をやらなくてはいけないというものですので、現時点でどのぐらいかっているのは把握しておりませんが、全て何らかの形でHACCPを導入していただいております。本県は高齢者が多いため、厚生労働省の確認を取り、県独自の記録を付けることによってHACCPができるようなツールを開発し、保健所を通じて一生懸命配布、講習会等でやっているところではございますが、コロナの影響が非常に大きく、なかなか進んでないのが実態です。

● 池村委員長

確認ですが、5ページの指標Ⅰと1ページの代表指標②は同じでしょうか。同じだとすると目標値も異なってますよね。実績は合ってますけれども。

□ 庄司生活環境部参事（兼）生活衛生課長

同じものでございます。目標については、後ほど訂正して修正させていただければと思います。

● 池村委員長

そのほか何かございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、施策評価についてご質問等ございましたらお願いいたします。

はい。山口委員、どうぞ。

◎ 山口委員

H A C C Pが義務化になったという記載に関連し、法を作ったら、それに関連する計画を作り、目標設定をするかと思うのですが、その目標設定に対して、秋田県としては県版を作って今スタートしているという理解でいいのでしょうか。また、都道府県版のH A C C P認証のシステムは、全国でいくつかあると何かに書いてたのですが、要するに、秋田県はこの取組をかなり積極的にやっていて、たまたま今回は180分の188だから、104.4%になっているのか。いや、そのぐらいほかの県でも同じようにやってますよという話なのか、このあたりについて教えてください。

□ 庄司生活環境部参事（兼）生活衛生課長

まず、法律上のH A C C Pの義務化というのは、ほぼ全ての食品事業者に義務付けられたものでして、これは目標というよりは全ての事業者を対象とした形です。県内の大体13,000の営業許可対象のほか、これまで営業許可のいなかった6,000から7,000ぐらいの業種もH A C C Pに沿った衛生管理が求められるようになり、全ての事業者がやらなければならないという考え方であります。一方、県のH A C C P認証と言いますのは、このような流れを見越して、10年以上前から事業者にH A C C Pに取り組んでもらうという試みの一つとして創設した制度であり、御指摘のとおり、全国でこのような取組が行われております。H A C C Pの義務化によって県版の認証制度はいらないという議論も起きましたが、実はニーズが多く、このデータを見ても、年々申請が増えているという状況になっております。国のH A C C Pの義務化に更に自分たちで上乗せし、いわゆる国際スタンダードとしてのH A C C Pに取り組もうという業者のニーズがある以上は、この制度を継続することにしています。今回の施策評価の数字としましては、いわゆる県が認証する、さらに国際スタンダードとしてのH A C C Pに取り組む業者数というふうにお捉えいただければ幸いです。

◎ 山口委員

そうすると、代表指標②が「a」になってますが、それはかなり全国的に見たら意味のある「a」だというふうに理解すればよろしいんですね。

□ 庄司生活環境部参事（兼）生活衛生課長

そのように判断してございます。

◎ 岩根委員

施策評価についての率直な感想なんですけども、この代表指標①と②というのがイメージ的にすごいかけ離れており、それを併せて総合評価をしなくてはならないというのが、今後難しくなるのかなと感じました。犬猫の殺処分数とHACCPの認証数を併せてこの施策としての総合評価になるわけで、それは同じ方向で進められるべき事業でもないもので、いいのかなというのが感じたところです。

□ 事務局

実はこの施策だけでなく、例えば、「戦略2－3」にあるように海外展開と起業誘致が一緒になった施策がございまして、これも方向性が違う中で、片方が非常に良く、片方が非常に悪かった場合に、それをにまとめて一つの評価とすることの是非というのは、課題として捉えているところです。この問題は3期プランを作り、評価を始めてから出てきたと捉えており、今新しいプランを作っていく中で注意しないといけないと思っておりますが、県の施策というのは非常に幅広いので、それぞれの方向性が違う施策をバラバラに評価するというのも、現実的には難しい部分もあります。次の評価においてより良い形にしていけるように、今指標のあり方や施策の組み合わせを議論しているところであります。

● 池村委員長

施策内部の統一性っていうことですよね。

そのとおりだと思いますね。

◎ 福岡委員

私も岩根委員と全く同じことを感じています。それぞれを見た時に、あまりに多岐にわたり、分野が異なるもの同士が一つとなっているので、思わず表紙に戻り施策名を確認しました。

また、2-2の成果業績指標を見ると、動物のふれあい事業は11,400名の目標に対して実績が34,586名、303.4%という達成率の一方で、全く分野の違う②は1,200名の目標に対して396の名の実績、達成率が33%となっています。それを受けて、総合評価をするというのは少し難しいと考えており、その整理についてお伺いいたします。

□ 高橋企画振興部次長

非常に多岐にわたっていてイメージしづらいということは、まさにそのとおりだと思います。これは出典にあるように一つの課で全て担当しており、県の中で統合できるような施策がなかったことや専門知識を持つ職員が必要ということで、散らせずにまとめているといった背景があります。まさに一本施策になってしまうというような事情もあり集まっているものなので、次のプランに向けていろいろな検討をしていきますが、中にはこういうものもあるという部分では是非御理解いただければと思います。

● 池村委員長

そうならざるを得ない面もあるが、一層整理されるよう、施策の次の作り方というものをお考えいただきたいということですよね。

さらに、その上で代表指標①に関して、行政の守備範囲、あるいは、どの段階で何を行えばいいのかという問題意識についてですが、代表指標①のように、殺処分数を掲げるとしても、そこにはいろいろな要素があるわけです。つまり、行政としては、3ページの「今後の課題」として挙げているが、猫の適正飼養の一層の啓発等を図っていかなければならないことも確かに守備範囲だとは思いますが、これを積極的に行っていない中で殺処分数が多い少ないというのが、どれくらいの意味を持つのかというところは考えられてしかるべきだと思います。言い換えると、3ページの「総合評価」のところにありますけれども、まずは、そのセンターとして一生懸命に取り組むとしたら、譲渡適性はあるがやむを得ず殺処分せざるを得なかった割合を減らせば、行政の役割を果たしているということにはなってくるわけです。裏から言えば、譲渡適性があるもののうち、実際譲渡した頭数がどれくらいなのか。この比率が高まっていけば、行政の役割というのは十分に果たされていると見るこ

ともできるわけです。その外郭にあるような内容、つまり、譲渡適性のないようなものはなるべくない状態を実現しなければならないというところも、一緒にして評価するということの難しさがあると思います。それは先ほど言いましたように、施策の方向性が統一的なものでないというだけではなくて、一つのその施策の方向性の中でも、どの段階で何をやるかというのが綿密に考えられていないと、代表指標の設定というのもあまり説得力があるものとはなっていない。私は、この代表指標①については、3ページの「総合評価」の中にあるように、動物愛護センターの取組が功を奏している方を高く評価したいんですが、この数値を出されるといかんともしがたいところが出てきてしまいます。その意味では、守備範囲としてその総合計画を立てられる際は、こういう施策の方向性の中身も、どの段階で何をやるかっていうことを綿密に議論された上で適切な代表指標というものを掲げられるという必要があると思います。

□ 庄司生活環境部参事（兼）生活衛生課長

私どもも、ちょうど0に設定しております令和元年度に、念願の動物愛護センターを秋田市内に作ることができまして、愛護団体等の関係団体、県民ボランティアと連携しながらやるという気負いがこの設定になってしまったという背景があります。今の御指摘を受けまして、一度振り返りまして、総合政策課とも協議しながら考えてまいりたいと思います

□ 事務局

この指標に関わらず、例えば、3年に1回しか結果が出ないようなものや、評価まで間に合わないものが非常に多いことなど、いろんな課題があると考えています。現在、新プランの策定に当たり、各部局からいろんな指標を出してもらっておりますが、これから議論を進めていく中で、実際の県の取組をきちんと評価できるものであるかも含めて、実際に評価に使っていくんだということを各部局にもきちんと認識をしてもらい、指標を設定していきたいと考えております。

● 池村委員長

そのほかございますでしょうか。

先に、結論的なものをお伺いして恐縮なんですけれども、やっぱり今のこの施策の作り方、あるいは、この代表指標の立て方、これを前提とする限りは「C」とせざるを得ないのかなという気はいたします。ほかの委員の皆様方、別な評価が妥当であるというふうな御意見がありましたら、そうせざるを得ないと思いますが、ただ、そこに行き着くまでにいろんなことを考えなくてはいけないという御議論いただいたということにさせていただきたいと思います。

そのほか、お気付きの点、全体を通してでもいいですけれども、ございませんでしょうか。そういたしますと、集約というほどではありませんけれども、私どもの評価の観点からすると、評価そのものっていうわけではないですけれども、施策を立てる際などにおいては、評価を前提としたものとしてほしい。ここで具体的に問題となりましたのは、施策の内容の統一性ということと、代表指標としての妥当性ということであったかと思います。そういう指摘はなされましたけれども、現在の枠組を前提とする限りは、委員の皆様方、施策評価、事業評価ともに、評価結果は妥当であるということでまとめてよろしいでしょうか。

【委員一同異議なし】

それでは、御了解をいただきました。

そうしますと、資料6の調査審議については、以上とさせていただきます。

〔休 憩〕

● 池村委員長

それでは再開させていただきます。

資料7でございます。

「ICTによる便利な暮らしの実現と地域の活性化」につきまして、事務局より順次説明をお願いいたします。

□ 小熊デジタル政策推進課長

企画振興部デジタル政策推進課、小熊でございます。

私から、資料 7 に基づきまして御説明させていただきます。

この基本政策 4 は、幅広い分野におきまして、I C T の利活用を推進することで生産性の向上や、地域経済の活性化を図り、県民が暮らしの便利さや地域の活力を実感できる社会を実現することを目的としており、二つの施策により構成されております。今回は施策 1 の「I C T 利活用による県民生活の利便性向上」について審議をお願いすることにしております。また、その配下の事業としまして、「個人番号カード利用環境整備事業」を審議の対象として選定しております。

はじめに、施策 1 について御説明させていただきます。

資料 7 の 1 ページを御覧ください。

「1 施策のねらい」ですが、この施策は、情報通信基盤の一層の拡充のため、携帯電話やラジオの不感地帯解消等を促進するほか、電子申請サービスの対象手続きの拡大や、県が保有する行政情報のオープンデータ化を推進し、県民の利便性の向上を図ることをねらいとしております。

「2-1 代表指標の状況と分析」ですが、代表指標①の「電子申請サービスの申請件数」につきましては、記載のとおり、達成率が 155.1% で「a」判定となっております。これは、申請書等様式の登録数が増加したことに加えまして、新型コロナウイルス感染症に関連する事業等申請件数の増加が実績の大幅な伸びにつながっておると分析しております。

「2-2 成果指標・業績指標の状況と分析」についても、資料に記載のとおり、目標を達成しております。こちらにつきましては、職員研修等を通じてオープンデータに関する職員の理解が進んだことによりまして、データ加工のしやすい W o r d や E x c e l 形式の公開が促進され、実績が増加したものと分析しております。

「2-3 施策の取組状況とその成果」についてですが、①「情報通信基盤の整備拡充」につきましては、携帯の不感地帯の解消に向けて市町村が行う整備事業が 2 市 4 地区で実施されております。②「利便性の高い行政サービスの提供」につきましては、指標のところで御説明させていただきましたとおりですが、「新型コロナウイルス感染症の影響」の欄をご覧くださいますと、申請件数が計 3,581 件となっております。申請件数の全体が、前年度と比較しますと、4,516 件増加しており、この増加件数の約 8 割に当たる件数が新型コロナウイルス関連でございます。

「3 総合評価結果と評価理由」ですが、代表指標①が「a」判定でありますので、定量的評価は「A」判定となっています。また、施策の取組状況や成果を総合的に判断し、総合評価は「A」としております。

「5 課題と今後の対応方針」について、施策の方向性ごとに御説明いたします。

(1) につきましては、携帯電話の不感地帯やラジオの難聴地域がまだ解消されていない地域があります。対応方針としましては、引き続き市町村の取組を支援するとともに、携帯電話事業者に働きかけ等を進めていきたいと考えております。

(2) につきましては、届出・申請等については、書面・対面での手続きが多いことが県民や事業者の負担につながっております。対応方針としましては、押印を求める手続等の見直しを行い、オンライン化を推進することにより、県民の更なる利便性の向上を図ってもらいたいと考えております。

施策評価の説明は以上となります。

次に、「個人番号カード利用環境整備事業」について御説明させていただきます。

4 ページを御覧ください。

「1-1 事業実施当初の背景」でございますが、令和元年の消費増税や S o c i e t y 5. 0 に向けたマイナンバーカードの普及、キャッシュレス決済基盤の構築に向けて、令和2年7月以降に「マイナンバーカードを利用した消費活性化策」、いわゆるマイナポイント事業でございますが、これを実施することとなりまして、マイナンバーカードの取得促進とマイキーID設定のための環境整備が必要となったものでございます。

「1-2 外部環境の変化及び事業推進上の課題」でございますが、「マイナンバーカードを活用した消費活性化策」が県民に浸透しておらず、マイナンバーカードの取得やマイキーIDの設定が進んでいないことがありました。

「2 住民ニーズの状況」につきましては、個別の把握は行っておりませんが、国の消費活性化策を浸透させていくために、周知の必要があるということで実施しております。

「3 事業目的」でございますが、「マイナンバーカードを活用した消費活性化策」について、地元新聞への広告掲載やチラシの配布等によって広報を実施し、マイナンバーカードの交付枚数の増加とマイキーIDの設定件数の増加を図ることとしております。

「4 目的達成の方法」としましては、地元紙への広告掲載を3回実施するほか、チラシを作成し、県民ホールや地域振興局の窓口等で配布することとしております。

「5 昨年度の評価結果等」につきましては、令和元年11月から令和2年3月にかけて広報を実施し、マイナンバーカードの交付枚数は目標の80%以上を達成した一方、マイキーIDの設定件数は目標を下回りました。そこで、令和2年度は、テレビCMを追加で実施するなど、広報の強化を行うことにしました。

「6 事業の全体計画及び財源」は、全額国庫補助金のマイナポイント事業費補助金を財源として、新聞広告、テレビCM等の委託費として実施しております。

次のページになります。

「7 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み」については、「マイナンバーカードの交付枚数」と「マイキーID設定支援件数」を成果指標として設定しております。

1次評価についてですが、「必要性の観点」のうち、「県関与の妥当性」につきましては、マイナポイントの広報は県で一元的に実施した方が効率的であると考えて実施しておりますが、市町村でも実施できる部分もありますので、「b」判定とし、評価結果も「B」としております。

「有効性の観点」は、目標を達成していることから「A」としております。

「効率性の観点」につきましては、広報を強化するためコスト縮減を行っておらず「C」としております。

総合評価につきましては、「E 終了」としております。これは、国が行うマイナポイント事業の終了に伴い終了することとしております。マイナンバーカードの普及については、デジタルガバメントの構築という大きな目標に向けて市町村とも連携しながら継続していく必要があると考えておりますが、事業としては今年度で終了となる予定でございます。

以上で、「個人番号カード利用環境整備事業」についての説明を終わります。

● 池村委員長

それでは、施策、事業のそれぞれの評価についてお話をいただきましたので、まず事業から、御質問等ございましたらお願いいたします。

ございませんようでしたら、施策評価についても、あるいは、全体についてでも

構いませんので、御意見等をお願いします。

はい。相原委員、どうぞ。

◎ 相原委員

資料の1ページの成果指標・業績評価指標①「オープンデータ化した県有データ数」について、結論から申し上げますと心から感謝申し上げたいと思います。と申しますのも、私どもの経済研究所では、日常的に国や県が公表した統計データに基づいていろいろものを書いたりするのですが、こういう形でWord、Excel形式にさせていただくと大変作業がしやすく、データの蓄積・加工が非常に容易にできるということで、仕事の効率化に大いに貢献しております。できる限りこういう動きを進めていただければと思います。

□ 小熊デジタル政策推進課長

オープンデータは利用していただいてこそ公開のしがいがあり、利用していただければいただけるほどありがたいと思っております。しかし、網羅的なところから見ますと、この目標値をクリアしているものの、まだまだ物足りないところもあると考えてます。そこは先ほど委員から御指摘がありましたように、公開の形式もさることながら、分野として薄いところがないように配慮しながら、引き続きオープンデータ化のあまり進んでない分野においても、掘り起こしを行っていきたいと考えております。

◎ 山口委員

まず2ページの新たに申請等様式が登録されたもののうち、新型コロナウイルス関連が8割ぐらい占めていることはマイナスに考える必要はなく、3,581件が非常にスムーズにできたということでやっという良かったというふうに評価すべきなんだろうなと思いました。

それから、3ページの今後の課題のところ、押印を求める手続や書面、あるいは対面による手続の見直しということで、行政では押印をいろいろな手続で求めますが、押印ではなく電子的なものに切り替えることができないのは何が障害になっているのでしょうか。また、どうしても対面や押印でないと駄目というのを除き、

代表指標①の電子申請サービスにおいて、県が扱っているトータルの母数のうち、例えば令和２年ですと１万件以上で超過達成しているわけです。この目標に対しては超過達成しているという事実なので、これはこれで評価できると思うのですが、もう少し引いて考えると、そもそも電子申請サービスの可能性があるボリュームはどのぐらいで、今どのぐらいまで来ているのかということを、最終的な評価の土俵というか、基盤として知っておきたいので、分かりましたら教えていただきたいと思います。

□ 小熊デジタル政策推進課長

まず、２ページの②の申請件数の大半が新型コロナウイルス感染症関連であったことについては、確かに新型コロナウイルス感染症の拡大という突発的な事象が押し上げたということは事実あり、これを契機に県民に電子申請が浸透し、電子手続の流れが加速化していくのではないかと考えております。

そして、１ページに戻りますが、電子化、デジタル化の取組における前段階で、今まで主流であった押印、書面、対面の三つの手続を今年の３月末に見直し、押印については９１．１％の手続きで廃止としています。そうした中で、電子化、電子申請にシフトできていない背景としては、手数料としての証紙が対面での提出が必要なことや、証紙自体が電子化になってないことが挙げられます。また、電子申請サービスを使わなくても、請求書などであれば電子メールでやり取りできるということになり、ここの数字には表れてないものもあります。しかし、この電子メールという方法では、受け取った側で紙に印刷する必要がある、対面という手段をスキップしているに過ぎないこととなります。真の電子化というのは、一体的なサービスを電子化しつないでいくことであり、単にアナログをデジタルにするデジタイゼーションから、もう一つ先のデジタルイゼーション、業務プロセスをきちんと連携させるところまで行かなければ、業務改善、県民の利便性の向上等につながらないと考えております。

最後に、そもそもの電子化の母数についてでございますが、正直申しますと、我々のところではその数字をつかみ切れていないというところでございます。しかしながら、書面や対面を廃止できない課題を洗い出し、代替手段の検討や制度改正していくということを考えながら、県民の方々の利便性向上や行政の効率化につながる

ようなデジタル化を目指していきたいと思います。

◎ 山口委員

押印について91.1%となっているというのは知りませんでした。

それから、電子化は先ほどいろいろ説明していただいて、全体のシステムの話があるのと、セキュリティの問題が強いのかなと思っています。この目標に対しては確かに155.1%で「a」っていうのは分かったのですが、この「ICT利活用による県民生活の利便性向上」からすると、どうなのかなというのが私の率直なところです。

● 池村委員長

関連して、電子申請の利用確保は確かに新型コロナウイルス感染症の影響も追い風になったほか、県の努力というのもあると思います。ただ、国の流れというのもなくずいぶん大きかったと思います。私の守備範囲で言うと、かつての行政手続オンライン化法が2年前に名前を変え、新たにデジタル行政推進法になった際に、申請等のオンライン化が原則とされたほか、電子署名で代替することも盛り込まれました。この動きが恐らくずいぶん大きな動きだったのではないかなと思っているのですが、それと同時に、先ほど山口委員からありましたように、セキュリティ面でも、文字化けやウイルスの問題、両日にまたがってしまう「日またがり問題」というようなことも危惧されていたわけです。そういう苦情等は県民からはないものでしょうか。あるいは、あったとしたらどういう対策を講じておられるかお聞きしたいと思います。

□ 小熊デジタル政策推進課長

かつては美の国あきたネット等で有料のアプリケーションをお持ちでない方がそれを開けなかったというような、県民目線ではない情報の送り出しをしてしまっていたケースもありました。しかし、現在、特にシステムが起因するところで何か抜本的に我々の方で改良しなければならないというようなことはあまり聞こえてきていない状況です。併せて、デジタル化を進めるに当たってはデジタルデバインドなども十分に意識する必要があり、デジタルに不慣れな方にもやさしいものになる

ように、システム化を図っていきたいと考えております。

◎ 岩根委員

I C Tの利活用については、この指標からすれば100%を超えて「A」という判定で間違いはないと思うんですけども、果たして、秋田県がそこまでI C T利活用による県民生活の利便性が向上しているかというのを全国と比較して考えたときに、私の感覚的には「A」と言っているのかなと思った次第です。ほかの都道府県と比べてもやはり「A」であり、優れている数値なのかというところと今後の目標数値をもう一度検討いただいて、きちんとした形で「A評価」と自信持って出せるとすごく良いなと思います。

あと、オープンデータにつきましては、私もいろいろ利活用させていただいてまして、非常にありがたい取組だと思います。こちらについても、また電子申請についても、もっと進めていただけるとありがたいです。

◎ 福岡委員

まず、指標に基づいての総合評価というところでは、「A」ということで妥当と私は見ておりました。直接的に評価には関係のないところですが、やはり電子申請はコロナ禍における感染防止等の視点でも、大きく貢献するところがあったと推測されます。また、国の第6次環境実行計画の中でも完全ペーパーレス化を目指すことや電子申請によって移動の環境負荷を減らすことがあり、今後いろんな視点での評価の仕方も出てくるのではないかとということでは、先につながる新しい社会を築ける事業と考えました。参考までに、私どもの法人では、昨年、秋田でのテレワークの導入可能性調査というのを、環境負荷の視点でやっております。その時に行政系の手続でI C T化が進むというのは、非常に好印象という調査結果も出ておりましたので、是非このまま推進していただきたいと思います。

● 池村委員長

そのほかないようであれば、集約でありますけれども、施策、事業については、それらへの期待が述べられたり、あるいは、その利便性の向上に向けたさらなる分析等を期待するといった御意見などもございましたけれども、評価自体につきまし

ては、施策、事業の評価結果は妥当であるということをもって、当委員会の結論とさせていただきます。

【委員一同異議なし】

以上で、資料 7 に関する施策事業の評価については、審議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

これまで、活発な御審議をいただきましたけれども、これで予定しておりました政策、施策、事業合わせて 12 件の審議を終えたということになります。先日 10 日と本日とで合計 27 件の審議を行ったわけであります。結論的には、二日間を通して全ての評価について妥当という評価結果を委員の皆様からいただいております。当委員会に諮問された評価の結果については、妥当であると、そういう旨の答申をすることといたしたいと思えます。

御了解いただけますでしょうか。

【委員一同異議なし】

はい。ありがとうございました。

それでは、そのように取り扱いたいと思えます。

最後に、議事の（４）「その他」として、この際、委員の皆様から御意見等ございましたら、何かございましたらお願いいたします。

【意見なし】

ありませんね。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

□ 事務局

特にございません。

● 池村委員長

なければ、オンライン出席ということもあり、こちらからよく見えないよく聞こえないというところもあって大変不都合なところ、失礼なところ、御迷惑をおかけしたところ、あるかと思えますけれども、とにかくこれで終了とさせていただきます。

マイクを事務局にお返しいたします。

□ 事務局

ありがとうございました。

二日間にわたり御審議いただきました内容につきましては、議事録を作成いたしまして、後日各委員の皆様に御報告させていただきますので、後ほど御確認をお願いいたします。

8月10日と本日の二日間、長時間にわたり御審議いただき、本当にありがとうございました。いただきました多くの意見を踏まえまして、来年度以降のより良い評価につなげていただきたいと考えております。

6 閉会

□ 事務局

それでは、以上もちまして、令和3年度第2回秋田県政策評価委員会を終了いたします。ありがとうございました。